

81

367

福本誠著

南阿共和國

新建國

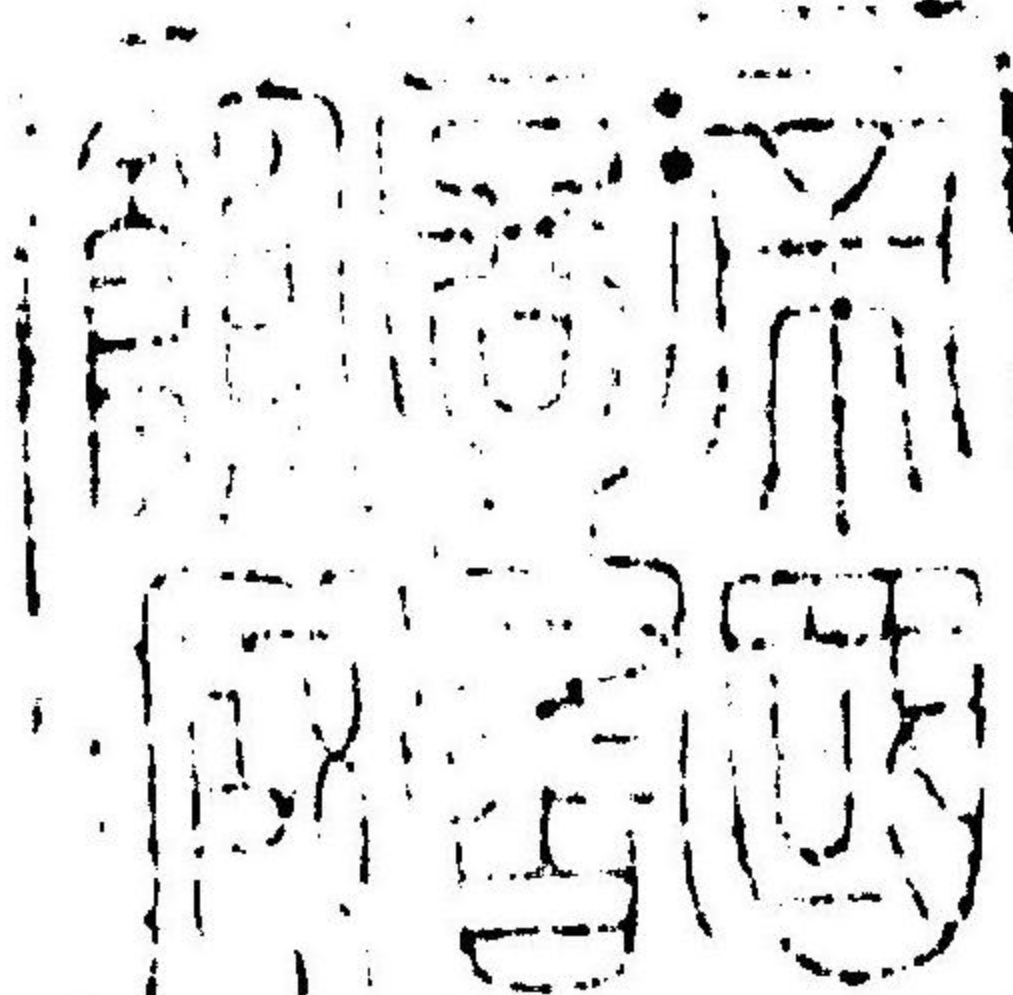
自由國

東京

博文館出版

トコ70-2

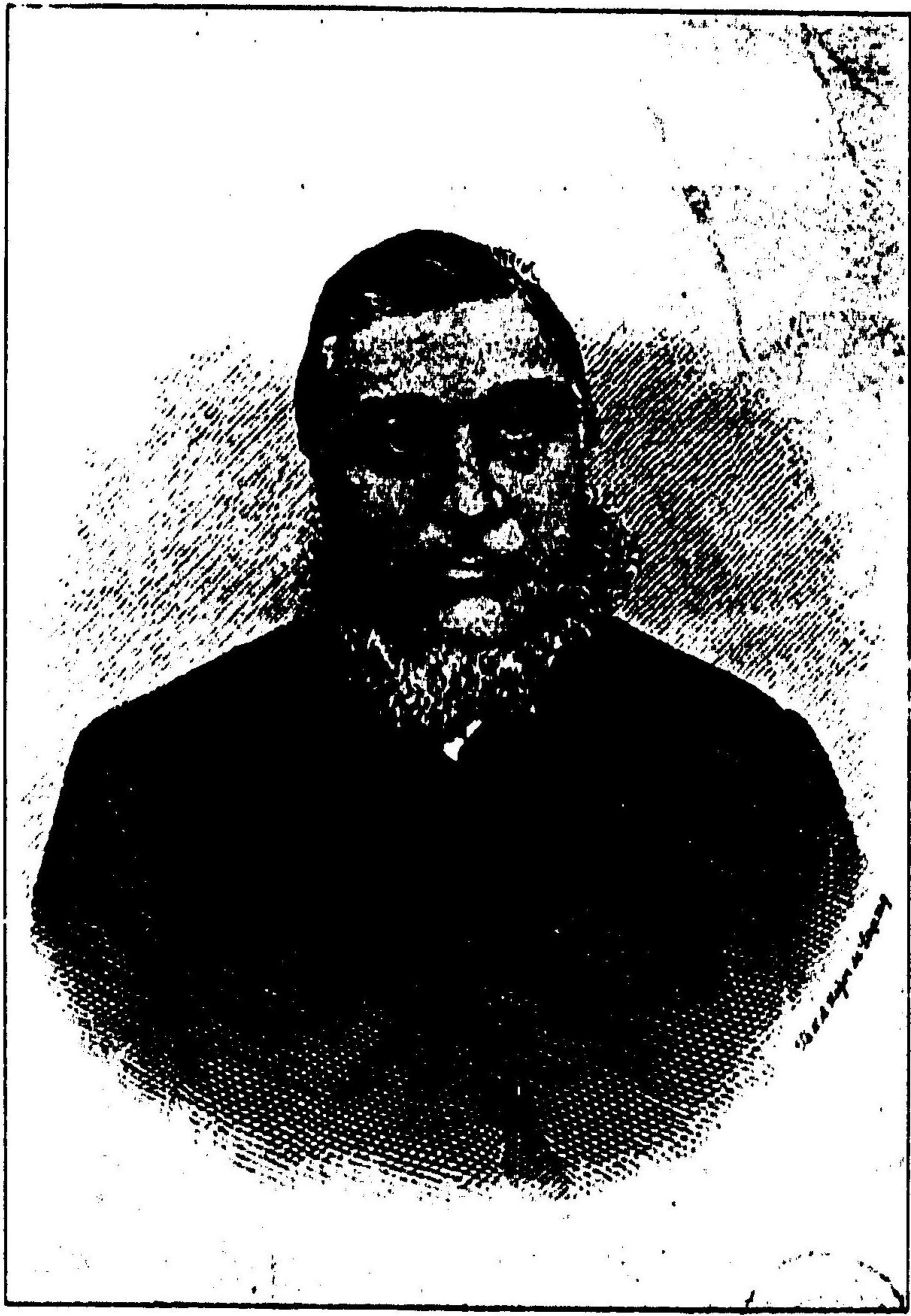
タトル(り)



小引

英阿の戦起りて電報續紛、中外の新聞日として戦報を載せざる無し、而して戦の何に由りて起りたるを知らず、肯ふ者あり曰く、戦は参政権問題に由りて起りたりと、而して英阿が故に戦を賭して之を強め、阿阿が故に戦を賭して之を拒みしやを知らず、肯ふ者あり曰く、アール善く戦ふと、而してアールの民たる所以を知らず、又其の善く戦ふ所以を知らず、吾之を憾みて少しく諱する所あり、始めて大體に通するを得たり、願ふに天下の職々たる者、何ぞ吾一人に限らん、乃ち講餘小録を出して、以て同業に示す、一片熱々盛心の爲のみ、明眼の士の笑となる、尚より辭せざる所なり。

南阿共和大國統領ルゲの肖像



新建國目次

第一篇 地理及政志

南阿共和國

附スタワークランド

オレンツァ自由國

都府

金銀

金剛鐵

第二篇 新建國史

南阿の發見

閩佛最初の植民

英國轄下のプーレル

南阿共和國の創建

一頁

一

九

九

一四

二〇

二六

三〇

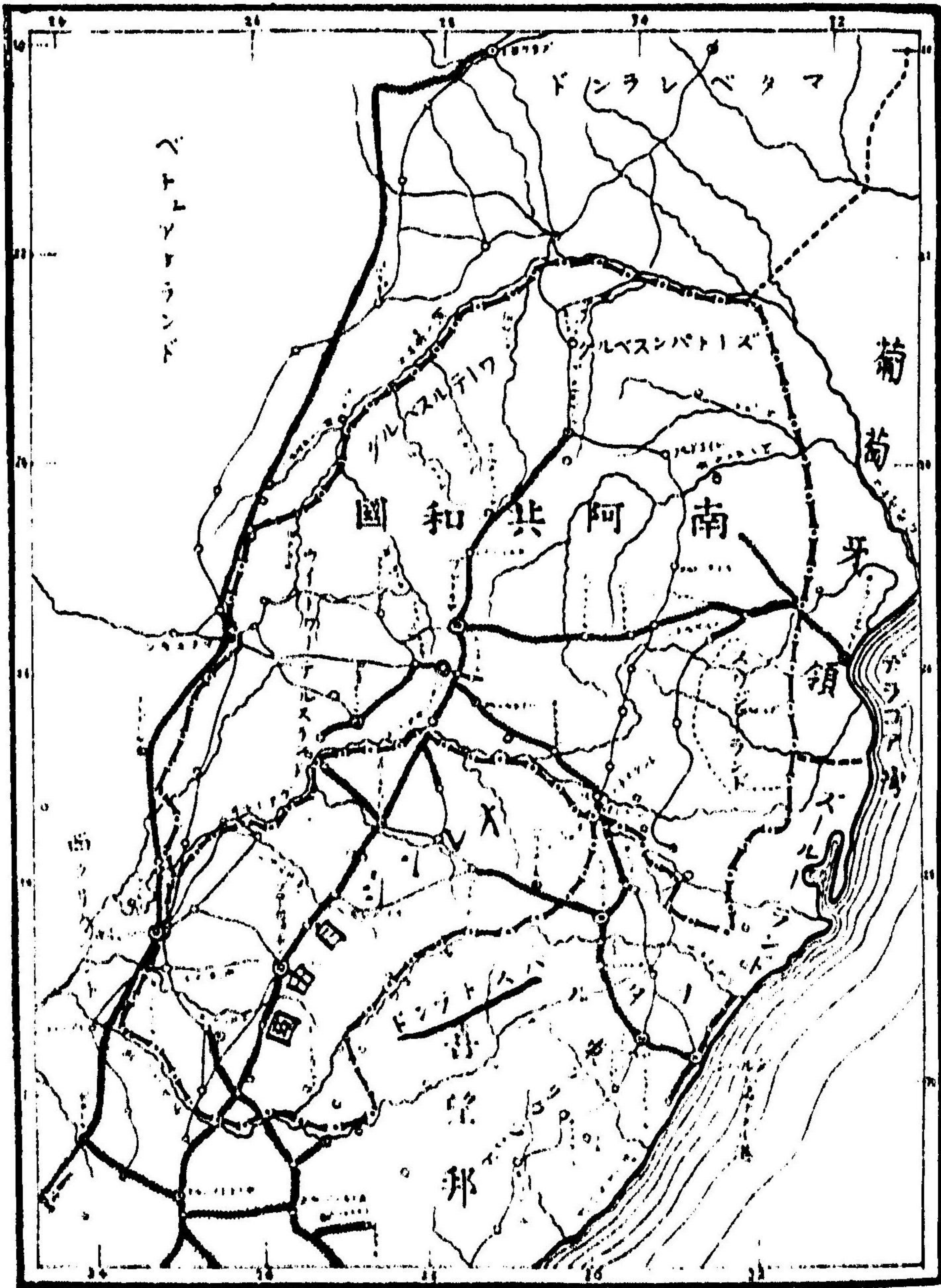
三〇

三三

三九

四四

南阿地方之圖



目次

二

鐵道問題及セーラムンンの侵入……………四九

第三篇 英阿最近の衝突……………五三

衝突の一……………五三

衝突の二……………五八

衝突の三……………六二

衝突の四……………六四

衝突の五……………六七

衝突の六……………七一

衝突の七……………八一

南阿の人物……………八九

第四篇 南阿概論……………九七

南阿概論……………九七

強者の権利のみ権利なる歟……………一〇七

新建國

第一篇 地理及政志

南阿共和國

南阿共和國の大陸を南に下り、行將に盡きんとする處、南緯二十二度より二十八度四十分の間、温熱雨帯に跨りて一新造國あり、南阿共和國一に又トランスヴァールといふ、北はサムボ、河即ち約河の一水を帯びてマクベレーの蠻境に對し、東及南東はドクタンベルク山、即ち龍山の山脈を繞らしてガサ地方と界域を分ち、南はオールの長流に由りて同心一體のオレンツァに接し、南北の縦は我二百里に亘り、東西の横は我百五十里に連なり、其面積三十萬八千平方基魯米、或は三百九十九萬と稱す。其氣候は國內の高地に於ては良好なれども、ムボ、河一帶は人の健康に佳ならず、概して而して之を言へば、或時は温和に、或時は酷熱に、或時は乾燥に、或時は寒冷なり、氣象の平均に由りて之を觀れば、

地位及面積

我日本の面積は三十八萬二千四百基魯米(濠洲を除き)激烈なる氣候

夏季は十八度三十三分より二十二度に、昇降し、冬季は十五度より十八度を往來せり。

山系水脈

トランスヴァールの地勢

山にはマガリエスベルグ山、ゾワール山脈、ランベルグ山脈、ズートパンスベルグ山、及蝦々たる其形に山、ドラクンベルグ山の名を負へる龍山の山脈等あり、河にはザール河、リムボ、河等あり、ザールは此新造國民がオレンヂヤより國境に入るに當り、最初に涉過し來りたる河なり、南阿共和國の一名トランスヴァールと稱するは之に、職山せり、此河、クリップ及ホッの兩川を合して漸く大に、終にオレンヂヤ河に入りて大西洋に朝せり、リムボ、は一に、鱒河の稱あり、以て、鱒時の狀を想像す可し、此河は左よりマリコ、モチ、アモ一の三川を收め、右よりマトクバ、パンゴラ、就中象川一名オリファンの三川を容れ、終に、南阿共和國マロア湖の北に至りて、印度洋に入れり。

遊利及物産

全國を大別して四道とす、曰くムイオタワ、曰くマガリエスベルグ、曰くリーダン、曰くズートパンスベルグ、則ち是れなり。國內のリーダン、ズートパンスベルグ、ワールベルグ、クラン一名クアチ地方は石炭、金、鐵、銅、錫、鉛、コバルトの諸礦に富めり。穀物、菓物、其他熱帯の産物は年々に増加しつゝあり。林場、牧場は到る處に在り、牛、馬、羊等の牧畜に富めり。森林も亦無敷なれば、獅子、虎、象、鹿、狼、豺、狗、犀、馬等の野獸群を爲せしが國の開くるに隨ひて、漸々跡を消めつゝあり。

交通

國內交通の道路及鐵道は未だ完全ならず、其鐵道は首府プレトリアを起點とし、東に走りて、南アフリカ灣頭のローランソール、マルクス港に達するの一線と、同首府を發點とし、南に下り、マンカス、ゾールを申し、オレンヂヤ及喜望峯に連接する一線と、マンカス、ゾールより南東に出で、ナタールのケルバン港に通ずる一線とを、主なるものと爲す、千八百九十八年に於ける鐵道の總延長は、一千二百四十七基、魯米、突、電線の總延長は、八千二百二十基、魯米、突とす。

人口及人種

千八百九十六年の人口は白人二十四萬五千三百九十七人、内男十三萬七千九百四十七人、女十萬七千四百五十九人、黑人六十二萬二千五百四十四人、内男十二萬八千三百二十人、女十五萬九千九百六十六人、男女の幼者三十三萬四千二百

五十八人總計八十六萬七千九百四十一人とす、白人中最も多きは、首ふまでも無く此國の創建者たるブールとす、其數約五萬を算す、其他は各國よりの來住民なり、就中英國人多きに居り、獨逸人之に次ぐ、黑人はホッテントー、バスター、ベチナン、マタペレの諸種族なり。

地理學者ペリエューの言に曰く、トランスヴァールに要する所のものは、力役者及資本家等の多數なる住民と交通の道路とに在り、而して今日は兩つながら之を缺く、故に産する所の穀類は僅に七十萬人を養ふに過ぎず、是を以て現に麥粉の供給を濠洲に仰ぎつゝあり、若し夫の兩つのものを、して充足せしめん、平儀に世界の第一富農國と爲すを得て、一千萬の住民を養得べきなりと、此言を得たり。

抑、南阿共和國は其端を千八百四十八年に發し、其建立は同五十二年二月十七日に在り、同七十七年より八十一年まで最も英國の干渉に困みたる時にして、此の間國をトランスヴァールと稱したり、八十一年八月三日ブレトリア條約成り、凡そ共和國の内政に於ては獨立にして、英國の干渉を容れず、獨り外交の

南阿共和國の
二必要

建國紀元

政のみ英國特派の駐在官之を處理することとなり、茲に南阿共和國の稱を復し、同八十四年二月廿七日の倫敦條約に由り再び國權を擴張し、オレンヂ自由國との條約は共和國自ら之を主張し、其他の諸外國との條約は英國の承諾を得て共和國之を訂結することに決定せり。

共和國の憲法は千八百五十八年二月十三日の制定にして、同九十年六月廿三日の改正を経たるものなり、議會をブルクスタードと稱して、兩院に分ち、兩院議員各三十六人、第一院議員は直接選舉に由りて、衆がり、之が被選資格は國內に生れ、千八百七十六年五月廿九日以降、住居を有する者とし、之が選舉人は十四年以上國內に住居する公民とす、第二院議員の被選資格は四年以上國內に住居する者にして、之が選舉人は二年以上住居する公民とす。

大統領軍總督國務大臣は共に公選たり、其任期は大統領五年、軍總督十年、總理大臣四年、其他の諸大臣は三年とし、第一院議員之を選舉す、今の大統領クリーグル及軍總督ワーベルの二氏は皆全國ブールの儘なり。

共和國最近の歳出入は共に各四百四十萬磅内外とす。其國債は千八百九十

共和國憲法

英國開國の原
因は此國憲法
の改正問題に
在り

歳計及國債

六年の現計二百六十九萬五百七十九磅とし、内英國に貸ふもの十五萬六千六百六十二磅とす。國有財産としては其面積二千五百アルバントの廣大なる土地を擁せり、其價額少くも數百萬磅あり、其國債の償却上納として餘裕あり、國計蓋も支訓を見ず。

七年間總計決算

	歳入	歳出
一八九二年	一、三五五、八二九	一、二八八、七六五
一八九三年	一、七〇三、六八四	一、三〇三、〇五四
一八九四年	二、二四七、七二八	一、七三四、七二八
一八九五年	三、五三九、九五五	二、六七九、〇九五
一八九六年	四、八〇七、五二二	四、六七一、三九一
一八九七年	四、四八〇、二一八	四、三九四、〇六六

千八百九十七年の歳計決算左の如し

歳入

輸入税	一、二七六、七一九	「ハーレン」ハタタケ」	一、五七、四三三
-----	-----------	-------------	----------

直税	一六二、七九四	免許税	七三三、〇九二
印紙税	二五八、三九六	罰金	一〇九、二二八
収益	二二〇、九六一	郵便及電信料	二二五、三三〇
南阿鐵道	七三三、三六六	娯物買下代	三五一、八〇九
雑收入	二六九、六一〇	計	四、四八〇、二一八
歳出			
俸給	九九六、九六〇	收税費	二一、二五三
司法及警察費	一三二、〇二四	教育費	一〇八、四〇七
衛生費	一〇六、七五八	郵便及電信費	一六七、六〇八
軍事費	三九六、三八四	土木費	一、〇二二、八六六
國債償却	一六六、一四六	買上費(鐵道)	五八四、五五五
スワウランド費	四一、九八七	雑支出	六六〇、二一八
計	四、三九四、〇六六		

外國貿易品としては、少許なる羊毛、陀鳥の羽、象牙等あるも殆ど以て首ふに足らず、獨り金の産額に至りては、逐年増進し已まざるものあり、千八百九十七年の輸出額は千百六十五萬三千七百二十五磅に上れり、金銀の項を而して同年

金の産額及輸出額

の輸入は千三百五十六萬三千八百二十七圓とす。

千八百九十七年の國別輸入表は左の如し。

チリ	一、三八〇、六三九
オレンヂ	八七二、七三八
ロイワンソ、マルケス	八二一、三三二
喜望峯	一、四二七、四四七
歐羅巴	八、六二七、一三六
其他の各國	五四五、五四五
計	三、五六三、八二七

常備軍及國民
軍の數

共和國の常備軍としては、將校二十九人、下士八十三人、兵卒二百八十八人の砲兵一隊、將校一人、兵卒十五人の電信兵一隊あるのみ。然れども一朝事あるの日に當りては白人の男子にして十六歳以上六十歳までの國民と兵役に服し得べき土人とは皆以て就役す可し、千八百九十四年の調査に據れば、其數二萬六千二百九十九人とす。堂々たる世界の強國に對抗し、共和國の獨立を維持するものは則ち是れなり、南阿共和國獨立の直も亦高貴なる哉。

南阿共和國の東瀛

スワツトリランド

スワツトリランドは南阿共和國の附庸なり、千八百九十四年十二月十日及九十五年二月十四日英阿兩國間に締結せられたる兩條約に由りて、南阿共和國の統治に歸せり、其地たる東は葡葡牙領植民地及トンガランドに接し、南西北の三面は皆南阿共和國に圍繞せらる、其面積一萬八千四百四十平方基魯米突にして、人口四萬千人あり、内千人は白人とす、邦に酋長あり、女王をウツビ、ニ、トといふ、其内政は自治體にして、裁判の如きも近世の法理に則りたる、此邦の法律に由り之を決す、租税は之を南阿共和國に納れ、政費は之を共和國に仰ぐ、千八百九十七年の支出は四萬千九百八十七磅、南阿共和國の項なり、而して翌年の収入は二三千磅の間に在り、白人中英國人は從來の既得權を保持し、千八百九十三年四月二十日以降邦内に住居する其他の國人は土著權及南阿共和國の參政權を得たり、之を共和國の東瀛とす。

オレンヂ自由國

既にトランスヴァールを過ぎ、益々大陸の南に下れば、亦同じく高原の上に國する

オレンツの意

建國紀元

者あり、緯度を觀れば、南緯二十七度より三十一度の間に亘り、北はツール河の一水を帯びて、南阿共和国と唇齒を爲し、南はオレンツ河の長流を繞らして、洋望邦と吟城を分ち、東はドラクンベルグの龍山を横へて、ナタル及カプトルに接し、西は兩大河の會流を望みて、英領シッカに連なり、其面積十三萬千七百七十七平方英里あり、南阿共和国の之をオレンツ自由國と爲す。

抑、此國をオレンツと稱するは、國祖のツール等喜望岬を大去し、オレンツ河を涉りて、河畔に國を建てたるに由る、是れ猶ほ其同胞がツール河を越えて、越國し、トランスヴァール國と稱するがごとし、而して河をオレンツと名けしは、十八世紀中和蘭のオレンツ家此地方を領せしに由ると云、或は曰く、河水常に橙黃色を帯ぶ、故にいふと、未だ孰れか是なるを知らず。

史を按ずるに、オレンツ國の創建は千八百三十四年に在り、而して其獨立共和國たることを全くせしは、同五十四年二月廿三日以降とす。同年四月十日憲法を制定し、次ぎて同六十六年二月九日、同七十九年五月八日兩度の改正を経たり、議會を「フルクスタード」といふ、一院の制たり、議員の數を六十人と爲す、其

人口、人種及宗教

年限四年、人民の直接選舉に由るものにして、二年毎に其半數を改選し、固より再選を得ることとせり、其選舉人の資格は二十一歳以上とし、被選人の資格は二十五歳以上にして、五百磅以上の不動産を所有する者とせり。共和國大統領も亦人民の直接選舉に由るものにして、其年限は五年とす、是れ猶ほ北隣の同胞國に於ける制のごとし。現大統領、ス・タインは千八百九十六年に舉げられ、頗る輿望あり。

其人口は白人七萬七千七百十六人、内男四萬五千七百七十一人、女三萬二千四百四十五人、黑人十二萬九千七百八十七人、内男六萬七千七百九十一人、女六萬千九百九十六人、總計二十萬七千五百三十三人とす、此白人中の多數は固より此建國者若くは同胞たるツールにして、其數五萬に上れり、其宗教も多數は和蘭改革新教たり、白人中の種族及宗教漸くの如し、故にオレンツの國安はトランスヴァールに比し、一層の鞏固を有せりと謂ふ可し。

白人原籍國別

宗教派別

白國人

五二、九二〇

和蘭改革新教

六八、九四〇

第一節 地理及政志

喜望邦人	二二、二一六	カヌレイヤン教	七五三
トランスヴァール人	一、〇〇三	アングリカン教	一、三三三
ナタル人	八六九	メソヂヤン教	三三三
四アフリカ人	五六	加特力教	四六六
歐羅巴人	二、五四九	猶太教	一一三
其他の邦人	三二四	其他の諸教	一、八〇九
計	七七、七二六	宗教未詳	三、九七〇
		計	七七、七二六

歳入の主なるものは輸入税、登録税、地租、林税、郵便税、免許料等とす。

一八九六年決算	三、七四、七七四	歳入	三、八二、八六一	歳出	三、八二、八六一
一八九七年決算	三、四七〇、九〇七		三、二六二、六五四		三、二六二、六五四
一八九八年預算	九〇三、五六三		九七五、二一八		九七五、二一八

其國債は千八百九十八年二月廿八日の現計にて新舊合して二百十萬磅あり。其國有財産には、土地、建物、鐵道等ありて、其價格五百五十萬磅に上れり。千八百九十七年の外國貿易額は輸入百二十三萬千六百九十九磅、輸出百七十

輸出入

歳計及國債

守税同盟

關稅同盟

交通

常備軍及國民軍の數

九萬四千二百四十二磅あり、其重なる輸出品は羊毛とす(百三十八萬九千五百磅)其他駝鳥の羽、牛羊の皮革、象牙、金剛石等あり(四十一萬四千四百四十七磅)オレンヂ自由國と南阿共和國との間には十年前より守税同盟の約あり、現大統領スタインの就任以來最も鞏固を加へたり、英阿の發開くるに及び、自由國が力を發せたるものは是れにこれ由れり。又千八百九十八年七月一日喜望邦と關稅同盟の約あり、同九十八年五月二十日ナタルの更に之に加盟すあり、三國の關稅同盟は成立せり。千八百九十七年に於ける鐵道の延長は、國有線七百二十二基、私線三十七基とす。同年に於ける郵便局は四十、同委託局は百十三。國有電線の延長は三千四十基、同電信局は三十八、鐵道電線は千七百五十基、同電信局は二十八。一國の兵備は一に義勇兵制に據り、其現役は三年とす、常備軍としては、現役將校四人、下士十二人、兵卒百人と豫備役四百人と、外に憲兵百八十一人あるのみ、其備砲には七十五密里口徑の克虜尖式野砲十四門、遠射砲一門、其他の砲六門、

及機關砲三門あり。但だ其れ一朝事あるの日に十八歳以上六十歳までの公民にして兵役に服し得べき者は悉く以て兵たる可し其數約二萬を算す命國民皆兵の制を闢くや久し而して名其實と相合し眞に國民皆兵たるものは此れ是等の謂ならん。

都府

兄弟の國を建て兄弟の政を爲せる、プールの兩國中には觀る可き都府少からず此に其地なるものを概見せん乎。

南阿共和国の首府をプレトリヤといふ其地は南緯二十五度四十六分に位し、剛河の河源に在り海を抜くこと千四百米突是れ高原中高原の都なり、プールの國族ツタルを去りてトランスヴァールに國を建つるや、プレトリュス此地に於て始めて大統領の位に即けり由りて以て共和国の首府となせり、次ぎて其子プレトリュス二世擧げられて大統領たるに及び國民一世の遺徳を慕ひ千八百五十五年其名を取りて首府に命じ、プレトリヤと稱せり、現に其人口八千あり、（一）今は此地を起點とし、東は湖領ゾゴア灣のローランソー、マルト

プレトリヤ

是れ剛河に於ける湖領

ス港に至り、南はマハナスプールを右邊に帶び、オレンソ及喜領岬に連絡するの鐵道あり、電線も亦各地に架通せり。

レクレルクがプレトリヤの記に曰く、南半球の隆冬たる七月の頃ほひには此地に於ては一晝夜廿四時間内に晴だし、寒暑の往來に遭逢すなり、毎朝の凍冽なる午前九時には零點以下五度に降り、寒威膚を刺すが如く、而も日中に至れば炎帝字を仰し、午後三時には忽ちにして零點以上二十五度まで昇り、炎熱爐に坐するが如し、激變斯くの如き氣候に耐へんには強壯健康なる身體を有せざる可からず、是に於て乎彼のプールあり。若し尖れ適當にプレトリヤを評せんと欲せば、之を一都會とも謂ふ可からず、又一村落とも謂ふ可からず、或は大屋或は小屋の遠近に星散葦布したる廣大の一國即ち謂ふ可きのみ、斯くの如くにして而る後、南阿百姓たるプールの首府と爲すに足る。府に入りて其市街を看よ、垣々たる大路幅廣くして、直線に而も其遠長なる、我一里二里に亘り、終には則ち府外に出で、長堤を廻ひて田舎に至れり、其縱横路の街角は、整然たる直角を爲さざる無く、大路を挟みて左右には大木の並樹遠く雲に連

なり、常磐樹にして隆冬にも落葉せず、此裏に在りて住民の往来は概ね馬に騎せざれば、牛車に駕す、是れ幽雅なる一幅の古畫圖なりと、寫得て其面目を見る可し、吁、是れ或時は蠻族に襲はれ、或時は英人に逼られ、又或時は自家の出来心に罹がされ、古典の發掘記を實行するに慣れ、習ひて以て性とされる牧人たり、農夫たるフールの此に都する處。

フントリヤの静閑なる斯くの如きも、一たび鐵道に由りて南に下ること五十基魯米突にして、ワハントスプールに入る時は、光景全く一變し、忽ち熱鬧の都會を現出す可し、此府たる金鑽地方の中心に在り、人之を稱して、金に由り、金に對し、金の上に創設せられたる金の府といふ、亦極言に非ず。初め此地方に於て廣大無比なる金鑽の發見せらるゝや、冒險者、投機者、資本家、工業者等の集來る者、蠅の甘きに就くが如く、歲月を移さず、早く都會の濬地を爲せり、是に於て千八百八十六年和蘭の技師ワハントスリント、越府の設計案を立て、繩を張り地を劃して、市街道路を按配せり、而して金力の作興する所は、地の僻なる路の險なるに干はらず、幾千の牛車絡繹として一切の材料、糧食、機械の類を運搬

フール
ントス

し、翌八十七年に至り、茲に一都會の規模を具へたり、由りて技師の功績に報る之を、ワハントスプールと名けたり、是れより後、僅に四年にして、同九十年に至れば、人口早く五萬となり、再び此處を關すること五年にして、同九十六年に及べば、忽ち其數を一倍し、同年七月十五日の調査は、十萬二千七百十四人と報せり、中に就きて白人五萬二千二百二十五人、即ち總人口の一半を占めたり、是れより後、未だ三年半を出でざるに、今日には、已に十五萬に達せしとの説あり、之をフントリヤの人口八千乃至一萬に比すれば、繁閑の差想像するに任へたり。

蓋しフントリヤは平和にして靜謐なる都會なり、之に反して、ワハントスプールは熱鬧にして多事なる都會なり、鐵道及電線は内外の主なる都府津港と連絡し、四郊の金鑽よりは無量の資金を送りて、一たび此に集中すあり、試に歩を市上に移せば、二十四を駕せる、フール川の粗大なる牛車もあれば、一二頭立ちなる紳士、騎の雅奢なる馬車もあり、電氣鐵道もあれば、聯合馬車もあり、馬に騎して來るもあれば、自轉車を走らして去るもあり、旁午絡繹の如く、比し、機

如く續れり而して道路未だ舗石せざれば車馬の聯る處十丈の紅塵を旋起し來る。且つ此府は尙ほ建設時代に在れば大工左官石工土方は到る處に土木の端に従ひ木造の波屋天幕の住居、燒附の小舎等次第に跡を絶ちて、北火雄魔なる寺院、堂塔、俱樂部、製鍊廠、肆店、劇場、旅館、銀行及諸鐵山會社の幾多の事務所等、月に日に代りて現はる。

此府の日月に殷闐し來る彼の如くして府民の數は既に十萬餘に上り而も其一半は白人たれば一府の勢力は漸く全國を動かし來るものあり加之白人中の多數を占むる者は即ちアールが百年の權威たるアングロサクソンたれば府の繁盛に赴くに從ひ夙に府民自ら市制を越て遂に進みて共和政府に通リ、アールと同じく一切の參政權選舉權を求むるに至れり是れアールの共和國に取りては實に危険千萬なる問題なり其結果は終に千八百九十九年英剛の戰局となれり。第三節

此他南剛共和國の都會を數ふればプレトリヤより東北東二百八十基魯米突を距て、リीडンアールあり同名地方の都會にして人口三千あり、四郊亦産

リीडンアール

ミッドアール

ハイチルベル

ボチロフスト

ルム

人はいふ魯川
其平、是れ豐
は、徳川、賦
其、陣平の介
名なりと、此
其、西、知ら
す、若し其類
ならは期ち此類

アプロームオン

金地たり。同じく首府の東百廿四基魯米を距て、鐵道線路に沿ひてミッドアールあり、其の人口千百六十五人。ワハンテスマアールを南東に距ること遠からずして、ハイチルベルグあり。最後にプレトリヤを南西に距る百五十四基魯、ツアール河に朝するムイ川の邊にボチロフストルムあり、是れ同名地方の都會にして、共和國龍興の地即ちプレトリヤ前の首府なり、其人口二千五百あり、而して府名をボチロフストルムと命ぜしは、建國の際佐命の三傑ボチロフ、ツアルフ及スト、クンストルムとの三人の名を合せしなり。

若し尖れ鐵道に由りて、プレトリヤを發し、ワハンテスマアールを右に看て、ツアル河上を除ゆれば、オレンツァ國の國境に入る可し、國境に入りて益、南下し、既に國の中央を過ぎ、モゲル河を横ぎれば、清楚なる一府の迎ふるあり、之を白山國の首府アプロームフンテンと爲す、其府は海を據ること千三百七十米、其緯度は南緯二十九度十四分に在り、千八百九十年鐵道の開通以來、南隣の喜望那に連なり、其後北隣のトランスツアールに接せり。本府は白山の友たるアールが英政を脱して、白山國を創設し、最初に開きたる首府たるに負かず、名けて

ウイトワール
ランド金銀
地方

國大統領タル、インルは、越て、以て一遣と爲し、ウイトワールランドと命
 名せり、今日世に隠れなき金銀州のランドと聞ゆるは、其略稱なり。
 此發見に由りて、ストラメンが巨萬の利を一擧して喜望峯に歸去るや、冒險者
 投機者の徒之を体聞して四方より蟻集し來り、忽ち此に争利の一大戰場は開
 けたり、然れども是れ概ね徒手空拳の徒なれば、久しからずして皆潰散せり。
 是に於て、平有力なる諸會社、漸次其礦區を收め、完全の機械を整頓し、鍛鍊に
 て無費に等しきカ、アル其他の黑人を使役し、那落の深處に採鑛に從事すあり、
 而る後、利源の泉源々として、晝夜を怠て、年又年其採鑛を増加し來りたり、
 現に千八百九十七年には、主なる大會社のみにて七十二あり、直接に事業に從
 事する白人八千六十人、土人七萬以上に達せり。
 顧みて此地方を視れば、數年前までは、象若くは鷹の群遊せし處にして、ゾー
 ルの獵夫若くは探商の時に蹂躪するありしのみ、而して今は、則ち高原深谷到
 る處採鑛の場たらざる無く、繁昌にして富榮なるザハンチスゾールの一府は、
 忽として其中央に現はれ、鐵道はアレトワヤを申して、前領のローランソール

ルケス港に通じ、ハリリスミスを買きて、ナクルのダルバン港に達し、オレンワ
 のプロームファンタンを横ざりて、喜望峯のケーゾクワン港に達なり、由りて以
 て運輸の便宜と運費の低廉とを加へ、金の産出額と輸出額とは愈々益々増進せ
 り。

一初め金の産額は、毎月平均七千、オンズ内外なりしが、年を山でずして、忽ち毎月
 平均十萬、オンズとなり、二十萬、オンズとなり、千八百九十七年には、平均二十五
 萬、オンズ以上となり、其増進の速なる、眼應接に違わらず。

金の出産額

一八九四年	二、〇二四、〇〇〇
一八九五年	二、二七七、〇〇〇
一八九六年	二、二八一、〇〇〇
千八百九十七年の産金及輸出額州別	
ウイトワールランド	一、〇三四、六七八
ナクル	一、〇五八、三六六
アカル	三九八、九〇二
ローランソール	一七八、二九六
五〇、九四二	

第一編 地理及政志

二四

タレルタスドルフ	八四、七八一	二九六、七三三
ズートマンズブル	二二三	七九一
スワロワラント	五、二二〇	一七、九三三
其他の諸州		一七、四六五

計..... 一一、六五三、七三五

尖の千八百九十六年はゼームンが侵入の歳なり而も金の産額は尙ほ昂進を止めず翌九十七年に至りては其増額更に著大なるものあり同年に於ける同輸出額の一千百六十餘萬磅に上りたるに觀ても亦以て察す可し。

十二年同金の輸出額

一八八四年	一〇〇、九六六
一八八五年	六〇、一〇〇
一八八六年	三四、七二〇
一八八七年	一六九、四〇一
一八八八年	九六七、四二六
一八八九年	一、四九〇、五六八

天下元無事、
金力盡之

一八九〇年	一、八六九、六四五
一八九一年	二、九二四、三〇五
一八九二年	四、五四一、〇七二
一八九三年	五、四八〇、四九八
一八九四年	七、六六七、一五二
一八九五年	八、五六九、五五五
一八九六年	八、六〇三、八二一
一八九七年	一一、六五三、七三五

斯くの如くして逐年増進の度を止めず、今や其の分は世界産金額の約三分一を占むるに至れり是れ慨ね來住外人の續續的シノブダクト並合資的組合會社に由りて以て現出せし所なり而して此外人の新富力や協々たる洪水の如く農牧者のブルが舊共和國の獨立を打來り流失せんとするものあり是に於て平共和国の平和靜謐は擾亂せられざるを得ざるなり吁天下元無事金力盡之トクンスヴァールの謂なり。

此他千八百九十四年以來、銀、鉛、銅の産出も亦其量を加へ、金礦地方亦石炭を産し、スウェーデンより錫を出せり。

石炭産出額

一八九五年	一、二三三、四六六
一八九六年	一、四三七、二九七
一八九七年	一、六〇〇、二二三

金剛鑽

ザール河とオレンツ河の相合する處、一の平原あり、之をグリカといふ、今日の所謂グリカランドは即ち是なり、此地方の金剛鑽區たるは千七百五十年に傳道師の製したる南阿地區上にも凡に之を記したり、然れども久しく人の探討する所とならざりしが、漸く人の注目するに至りしは千八百六十七年以降とす。

金剛石の發見

此年和蘭の一商ユーケルクなる者、陀島嶼尖オレイリなる者と此地方に旅し、一の矮陋なるブールの農家に宿したるに、此家の小兒赫奕たる一小石を玩

十一萬二千圓の南阿區

ぶあり、ユーケルク其實石たる可きを想ひ、乞得て之をケーンに携歸り、人々に示したるに、疑もなき金剛石なり、此寶石轉々して、最後に五百磅の價にて喜望那太守サーフィリップ・ブウードハウスの手に歸せり。ユーケルク以て奇貨居く可しと爲し、再たびグリカに赴き、之を搜索したるに、一ホッチアントーの牧人一大粒を藏するあり、ユーケルク乃ち數頭の牛羊を興へて之と爲し、賣來りて四百磅に賣れり、後ち一萬千二百磅の價にて英國王室の御有に歸せり、是れ今日世界に現在する金剛石中の最大なるものにして、「南阿區」と稱せらるゝは即ち此寶石なり。

金剛鑽の發見

是より探査者の此地方に來集する者、項背相望み、千八百六十八年、ザール河のブニエルに先づ一鑽は開けたり、越えて二年、同七十年には此鑽所在のクリンブドリフト、今のバルの地方には、白人の來住者早く一萬を數ふるに至れり。同年又ブニエルの南東十一里、ダトツツパンの邊に於てロビンソンなる者更に一鑽を發見すあり。翌七十一年には又漸に、ニールス、即ち新會流域、今ハルに於てザール、エチヒ及バルトフンテンの三大金剛鑽の發開せらるゝあり、

英國の標本

是に於て四方の礦業者は此に雲合群集せり。
 是等の地方たる二大流河之を抱き、オレンヂヤ自由國の領土たるは、自然の地理も指示する所なり、故に金剛礦の開くるに從ひ、自由國は地名を定め政廳を置き、漸次之が統治を建てつゝありしに、此一大富源の天府を偷覲するや、英國は直に喜望那の太守カムフルに命し、一隊の兵を率して此に向はしめ、千八百七十年の末先づタリブドリフト地方を竊取し、翌七十一年に墾り進みてニールラス地方を横領し、茲に英國の國旗を樹て、ギリカを掩ひて之を喜望那の屬州、西ギリカランドと布告せり、而してタリブドリフトを改めてバルタレイと命名し、ニールバスを改めてカムバレイと命名せり、今日黄金の都たるハバネマス、パールと並び、三萬の人口を有して、金剛石の都と稱せらるゝカムバレイは即ち是れなり。

英國の政體

英國の政體此くの如くなるを見、オレンヂヤ自由國は英國の無法を責め、之が還附を求めたるに、英國如何の辭を以て之に答へたる歟、曰く、此地方は舊土人カプフルの酋長より英國に讓與せし地方なり、是に於て交渉往復幾回を重ねた

英國の政體

とは英國の謂
 無
 益
 出
 産
 一
 品
 なり

るも、英國領として應せず、自由國乃ち此問題を擧げ、之を獨逸國の仲裁を判に委せんことを提議す、而も英國其不利を知りて、又應せず、年終月屆終に英國の屬州に歸せり、今回、英國の、るや、自由國の一軍、此地方に入り、ギリカランドを以て自由國の一分なり、言せしもの故なきに非ざるなり。

幸にして自由國內には、ギリカランドと接界の地方、尙ほ金剛礦の存するあり、金剛採取の業尙ほ索莫たらざるを得たり、近年の採取額は毎に四十五萬磅内外に上れり、然も其事業たる亦猶ほ北隣の共和國に於ける採金の事業のごとく、多くは來住人の手に在り、其間價格の低落を防關せんが爲め、數多のレンヂヤケートありて、之が半耳を執れる者は、即ちセルロードなり、昨オレンヂヤには、金剛礦あり、トクンスツールには、金礦あり、共に用ゐて、一大富國となるに足りて、之あるが爲に、昔英國に困めらる、抑、是れ、幸、歟、不幸、歟、而して英國の貪婪、や、測る可からず。

第二篇 新建國史

南阿の發見

南阿發見の果

新大陸の始めて嘗大陸人の經營に入るや、人皆開闢の發見といふ、開闢近古の發見は則ちこれあり、然れども千古の上、カルセー人、人は早く既に此大陸を認め、風帆汽船屢、此に航したる跡ありと云。蘇西の地、缺近ころ開通するや、摩世レマセツの功業に歸す、レマセツの功業や、固より大なり、然れども二十六七世紀の上、埃及王、一たび此大土功を起し、紅海地中海を貫きて、之を連接したりし蹟あり。南阿の發見に於ても亦然り、之が發見を言ふ者、昔デヤスといひ、ゾスロフガマと云ふ、此二人が南阿近世經營の先鞭者たる論なしと雖も、此地方の世に知られたるは、遠く二千五百年の上、に在り、是れ亦古埃及王の賜なり、附ふ略、其史を講せん。

本書記する所の年代は皆耶蘇紀元以前に當る

紀元前六百年、埃及王、カオは、阿弗利加大洲の周圍を究めんと欲し、來住のフェニシヤ人に命するに、之が探險を以てせり、フェニシヤ人乃ち數隻の探險船を購

古埃及時代に見ゆる南阿の

して紅海を發し、岸に沿ひて南下し、三年にして、オプタルの海峽に達し、地中海に航して、再び埃及に還れり、此航探險船の船體小なりしが、爲め多く貨物を積載するを得ず、是故に食料乏を告ぐる時は、陸に上りて麥を耕作し、秋穫を待ちては復た航したるが爲に、三年の日月を費したりと云、之を阿弗利加一周及南角發見の權輿とす。

此書の元紀元前四〇八年(四半世、六半世)

希臘の古史家、ヘロドトスが、埃及に遊ぶや、埃及の一僧私かに之をヘロドトに語り、且つ爲に航海者の紀事を誦して曰く、其の初め、發するや、毎に、山を左舷に望み、南角を周りて北上するに及びて、毎に朝暾を右舷に仰きたりと、ヘロドトの史を草する、之を編中に收めたり、但ヘロドトの知も、南阿の一周し得べきや否やを疑問に置けり、故に此事實を以て未だ確に信す可からずと附記したり、而も地理の學大に開け、世界を掌上に指點す可き今日に至りては、此古航海者の紀事に就きて、復た疑を容るゝ者なきに至れり。

デヤス及ゾスロフガマの南阿發見

但だ其れ是等の古傳も亦時世の推移に従ひて忘れられ、近古に至るまで、人の南阿を夢想する者だに無かりしが、葡萄牙一朝、西班牙より分れて國を越つる

後土御門帝の
文明十八年

同帝の明應六
年即ち關原の
戦に於いてア
ラビヤに於いて
同帝の御紀なる
同く

南阿植民の先

南人の植民
後光朝帝の承
徳元年即ち四代
將軍家綱の御
紀なるの時
南人の植民

に及び所謂植民政策を以て國是と爲し、境土を四海に拓かんと努め、冒險の士
相繼ぎて海表に出つ紀元千四百八十六年其一人たるバルタルミイガヤスは
終に南阿に航し、ブラゴア灣に突入せり、是に於てか二千五百年前の紀念は、再
たび世人の頭腦に喚起され、越えて十一年、千四百九十七年、ウエスコデガマも亦
ヂヤスの後を逐ひて南航し、當時の颶風岬、今日の所謂喜望峯には到達せり、是
より後ち南阿に航する者、皆船を此地に泊せざるはあらず、ウエスコデガマの名
稱り世界に高き所以のもの、其れ此れに由る歟。

蘭佛最初の植民

然りと雖も南阿植民の總興りしは、ウエスコデガマの印蹟より百五十六年の後
に在り、而して之が先登第一の名譽を負ふ可き者は、大れ和蘭の東印度會社な
る歟。千六百五十二年、東印度會社は喜望峯を占め、地を高卓山下に相して、此
に最初の植民を爲せり、今日英領南阿の首府として、依然繁榮するケーンズタウ
ンは則ち是れなり。蘭人に次ぎて此地に移りしは佛人とす、千六百八十五年、
ナント宣言の破壊トに於て、新開地の開闢の穴を發し、之を保護す、諸島十四世に

及び此宣言を破壞し、所たび新教の徒に會ひ、新教の徒奉教の自由を失ひて
國內に生活するを欲せず、相率りて本國を去す、其中の一團來りて此岬頭に
上り、蘭人と共に南阿植民の脚根を立てたり、爾りしより、このかた二百餘年、人
種習慣、言語と相混し、終に今日の「南佛利加百姓」と所謂「ブル人種」を日南諸島
の下には遺せり。余嘗て其地に旅行せし人より聞けり、是一たび此内地に入
れば、曰く「デ、ト、ト、ト、曰く、ユ、ゴ、ト、曰く、ウ、リ、ニ、ニ」等、佛人の名を負へる新民「ブル
と到る處に會せざるはあらずと、是れ亦以て證す可きなり。

佛人「ブル」が南阿紀行に曰く、一河の流を附み、一樹の陰に立たざるも、人を
留めて一夜の宿をかし、食を推し、飲を推すは、是れ我佛人固有の美性なり、誰
か思はん、南阿植民の中心を距ること數百里なる、クレイト、ハ、マ、マ、ン、ラ、ン、ド
の境上に於て、此美性の觸動に遭はんとは。氣象の荒ましきは此地方の常
とて、余は一夕大あらしに遭ひ、如何がはせんと躊躇ふうちに、例の南佛利加
百姓なる「ブル」が家を見出したり、幸ひなる哉と稱り喜び、就きて其口を敲
き、案内を請へば、出來りしは果して「ブル」なり、是時余れ何の意なりし歟、蘭

英人に對する
ブルの感情

賭を用ゆ可き場合なるに、風と英幣を以て挨拶せしこそ不覺なれ、主人は
 ツと我面を覗つめ、二口三口烟管の煙をくゆらしつゝ、一言の會釋だにせず
 是時奥の方より女の聲にて、何です、歎と問ひかくるに、オ、何でも無いよ、英
 吉利人よと事も無造作に言放つ、扱こそ果して過ちたれど、直ちに腰を改め
 て、否や、自分は佛蘭西人と言出でたるに、質樸なる主人は驚きたる目を覗開
 き、左も愉快らしく又自慢らしき顔色を湛へつゝ、突と其手を出して余に興
 へ、左様歎、ナ、おしも、矢張先服は同じ、佛蘭西人よと言ひながら、直ちに内へと
 迎入れ、細君を呼びながら、オ、香菲と、ゾラ、ゾラ、と持つて来い。此百姓の
 名はツ、ザ、イ、といふ者なり、吁、是れ余が此地方に於て我同宗人に遭遇し
 たる初なり、同時に彼が彼の本國人に邂逅したるは、余よりして始まると聞
 りき云々。是れ亦其一斑を見る可し。

佛人の本國と
り廣し、土産

佛人の初めて來住するや、蘭人は爲に金錢を惠み、食物を興へ、家畜までも分ち、
 更に其住地として富饒なる環珠溪及象牙溪を以て之に充てたり、今日佛蘭西
 角と稱する地は即ち是れなり。抑、ナント、宣告の破壊を憤りて本國を去し

和蘭全盛の時

たる佛人は最も巧思に富み、工業に能く、兼ねて農業にも達せる者多く、從ひて
 英國に移りたる者が將來英國工業大發達の一原となりしが如く、南洲に於て
 も、隨に植民地繁榮の一素となり、今に至り地方物産の一とされる、胡椒栽培の
 事業の如き、亦此來住民の廣らしい所なり、斯くの如くなれば、其地繁榮の一素
 となりしだけ、其勢力も亦漸く加はるものあり、是に於てか來住の初め彼が如
 く歓迎せしにも關はず、東印度會社は密かに之を畏懼し、口に抑壓を加へ來
 れり、而して一方には其勢力の増大するに從ひて、佛人の希望も亦益々増大し、自
 家の教堂を興し、長老を遣ひ、屋外の集會を認められん事等を請願するに及び、
 東印度會社の内閣は之を口實と爲し、茲に益々佛植民を打壞するの手段を執れ
 り。

但だ火れ當時の太守シモン、ウ、ン、デル、ステールは、人となり堅忍にして、一意會
 社に忠實なりしを以て、喜望峯植民地に於ける和蘭の勢力を牢固ならしめたる
 頗る大なり、而して其莅任中、一府の改善土功を進め、政廳の英國を開き、卓山
 の植林を力め、殊に後來其産の一となりたる胡椒の栽培を奨めたり、而して之

和蘭の歴史

を此地に堪きたるは、佛國ニシノ一派とす。次ぎて千六百九十九年太守更迭し、アドリヤン・ヴァン・ステール、父の後任を襲ぐや、益々來住佛民を疾視し、其人與と勢力にして増加せば、蛟龍終に池中の物ならざるを畏れ、本國に上申すあり、是に於てかアムステルダムの議會は議を決し、千七百九年より公文に佛文を用ゆるを許さず、同二十四年よりは神事にも之を用ゆるを禁じたり、是れよりして佛の言語習慣と漸く移り、百年の後も全く蘭人に合したり。

此少ツ、シヤル・スタールが會社に盲從し、會社の利益を擧ぐるに勉むるは其父に同じく、而も其性貪慾にして私利を收むるに急なる、公私兼ね貪り、運らざる所あらず、是に於てか蘭佛の植民皆憤懣し、一篇の陳情表を作り、之をアムステルダムの議會に呈し、一は以て其窮苦を哀憐し、一は以て太守の罪惡を彈劾せんことを企つ、事忽ちにして發覺し、遠番の士皆捕へられ、或はモリス島に、或はバタヴィヤに、或はリビオン島に流竄遷徙せらるゝあり、或は直ちに本國なる和蘭に押送せらるゝあり、獄中有名なる佛人、ワック、ドサウ、ワ及メイユルの如きは、之が甘魁たりしを以て、終身禁獄に處せられたり。

大國の歴史

所は氣を移
し、實は性
なる、アール
の謂なり

然れども公憤の激する所、一時抑壓の能く過むる所ならんや、蘭佛植民の多數は相讓して曰く、財産を奪はれ、虐政に困まんより、は去りて安全の地を求め、自由の郷に移らんのみと、嗚呼此安全の地を求め、自由の郷に移らんのみ、是れ百年、アール人種を司配して、阿弗利加の荒土を開拓せしむるの天啓なり、而して此第一發端記の首唱者は曰く、グイヨーム、曰く、フランス、ガ、ト、ト、曰く、メルキ、ール、デ、ジ、レ、等、亦皆佛人中より出でたり。是れより後、ち内地に向ひ北進の舉常に間斷あること無し、アール氏之を記して曰く、植勢の驅移する所、アールが獲得なる國民的眞實習となりたるものは、則ち遷居移住なり、蓋し威迫者に會ふ毎に、其莊園を棄て、其住居を離れ、其家族を率ひ、其家畜を驅り、滿目難條、未知未到の郷に、直前勇往することと、辭せず、而して何物か其れをして、此動力を起さしむ、曰く「安全の地を求め、自由の郷に移らんのみ」の一語、即ち是れなり。遷居又遷居、終にアールをして、漂泊的生活の好癖を養成せしむ、是に於て、乎彼等が、先天的固有なる社交、仁惠等の美性は、依然として、失墜すること無きも、漸く都會の生活を厭ひて、田舎の棲居を好み、終に離群索居の僻習に傾向せしむ。

アール最初の
獨立

是れ綿々不斷なる隣國の威迫の馴到せし所なりと此首之を得たり。
アール人の喜望岬を去る是より相離げりと雖も千七百九十三年に還るまで
は蘭人安全に尙ほ此植民地を保持するを得たりしが「千七百九十三年」なる
數字は佛國民が世界に向ひて人權を宣言し人間の歴史に空前の快事を留め
たる年紀なり此舉の一たび發するや自由及獨立の風は世界の八表に吹荒み
來りては南阿の一角をも携ちたり是に於てかアール人亦大に起り一朝和蘭
の太守を逐ひて敢て自由の帽を戴けり。

英國喜望岬を
奪ふ

是より先き英國の此地を覬覦するや久し而して是時佛國の共和軍和蘭に入
り和蘭の大統領逃れて倫敦に在るあり英人乃ち和蘭大統領の名に藉口し南
阿の獨立に干渉し提督メルファンソン一艦隊を率ゐて來侵すあり獨立黨奮勇
之に當りしと雖も衆寡敵せず。千八百二年アミヤン條約成るに及び喜望岬
再び當時の所謂バタヴィア共和國たる和蘭に復歸せしが同六年英國の豊復
た開くるやサーダウヰドマイルズの軍來りて植民地を襲ふあり太守ファンセン
迎へて之を助ぎしも克たず英軍の爲めに占領せられ同十五年の條約に由り

て英なる喜望岬の植民地亦く英國の版圖には歸したり。

英國軌下のアール

アールの歴史は慘憺の歴史なり慘憺に始まり慘憺に終らんといふ彼や一たび
植民地を開き和蘭の抑壓に困み僅に其抑壓より出でんとすれば更に英國の
屬邦に約せらる。英國一たび喜望岬を占領し統治の政を敷くや事々物々ア
ールの舊慣と反撥するものあり就中隣邦移民との關係及奴隸の使役上殊に
衝突の甚しきを致せり蓋しアールは奴隸を使役すこと久しく習は以て常と
なり自ら以て殘酷とせず且つ夫れ其地の曠漠種人なる當時に在りては奴隸
を役するに非ざれば多く其利を收むるを得ず是に於てか常習と利己心とは
相合して英國政府の奴隸に寛裕なる政法に反對し千八百十一年奴隸保護法
の公布せらるるや人民の叛亂を起したる前後二回毎回刑死せらるる者太だ
多く後回の如きは刑場の絞首臺の絞架刑死者多數の重さの爲に毀損するに
至りしと云。千八百三十四年英國政府意を決し母子國一般に對し斷然奴隸
廢止を實行するに及びアールの憤怒其極に達したるも彼廢の餘三たび起る

アールの歴史は
慘憺の歴史に
始まり、慘憺に
終らんといふ

奴隸廢止

て政府に抗するの力足らず是に於て平父祖以來の田園を棄て喜望峯を大去するの計を決したり。惟ふに先きに英國をして奴隸廢止の舉を寛行せしめなば、ブールの人心を失ふこと彼が如く太甚しからざりしならん。但だ火れ利己あるを知りて其他を顧みざる英國にして此舉を斷行するに當りて利害を問はず人道の爲に一步を進む是れ絶無價有の舉なり英國の爲に特願して傳ふ可きなり。

然りと雖もブールの爲には是れ必須問題なり而して一朝必須問題の奴隸は棄はる況や其他の諸新法抑壓を感せざるもの稀なるに於てをや是に於てか古典に所謂大發掘記の名の下に空前の大遷居は始まれり乃ちブールは皆其田宅莊園を取りて或は沽却し或は拋棄し妻子眷族及動産の積載し得べきものは皆車に積載し無数の牛羊を驅りて其前に進め或は數百或は千團々相隨ぎ遙々北方荒寥の地に向へり。

是時に當りて其慘状を如何と爲すや幾多の團衆一旦郷土を發せしと雖も初よりして一定の方向あるにも非ず且つ其衆たる老弱を介すれば固より進退

空前の大遷居

オレンジョ山
國の獨立

の節制あるにも非ず而して僅に城を離るれば到る處蠻人の來りて前路を遮るあり戰又戰行程を開きて進めば更に又獅子崖の峽咆哮して來り逼るあり加之自然の敵は困窮となり失望となり疾病となり飢渴となり交侵し互に寇す之が爲めに其衆を失ふこと擧げて數ふ可からず然れども人々相率勵し其一團は蠻族マタベレ部落の酋長マツールカツと奮戦して之に克ち千八百三十四年二月二十三日オレンジョ河北に此に一新自由國の創建を宣布せり今日謂ふ所のオレンジョ自由國即ち是れなり。

蠻土の蠻軍

又此北進のブール中最も多衆なる一團あり之を統率せしは佛人の裔にして勝勇冒險なるビエテールチエフと爲す此徒は同族がオレンジョ河北に既に一邦を建てたるに會ふも尙ほ以て満足せずドラクテンベルグの山脈を横ぎり山腹を下りて北東に出づれば天空地濶にして直ちに海に達する一大美土を見出したり是れ即ちナタルの地なり衆の數知る可きなり然れども此地方たるブールの邦土たれば之と戦ひて略取せざる可からず時にブールの王をチンガインといふ風にブールの勇敢なるを知り又其酋長ルチエフの號名を

第三回信國の

第三回信國の

聞き、力を以て抗し易からざるを思ひ、偽りて好意を表し、許すに土地の譲與を以てし、ルチエフを請ひて之が條約を締結せんことを請ふ、ルチエフ之を信し、其徒六十九人を率ゐる、背冠備の上遊なる王都に赴けり、ダンガン之を歓迎し、條約を立て、親好を結し、緩歌緩舞して、款待兩日、第三日に至り、ルチエフ將に辭して去らんとす、ダンガン乃ち介を傳ふれば、數千の伏兵一時に發し、一、七、十人を合して之を屠殺し、直ちに其兵を進めて、ブールの不虞に曉じ、白人及ハツテントチー人の男女老幼六百十人を屠殺せり、是れ實に千八百三十八年なり、是れより後ち背冠備に永く殺氣の名を留めたり。

男なる故、ブール人や、此報を得るや、怒髪天を衝き、決死の衆僅に三百五十、給束して、越ち直ちに馳せて、ダンガンが王都を襲へり、ダンガン乃ち二萬の衆を擧げ、之を圍むこと數層、ブール殊死して、共に闘ひ、終に圍を潰して、逃れり、此役敵を仆すこと一千人、而して、味方を失ふこと僅に十人に過ぎず、然れども、佛人の裔なる勇將ビエアトリエイ父子此中に殉せり。

越えて六月、アンドレヤス、ブレトリュムスは推されて、將となり、ブール兵九百と

第三回信國の

第三回信國の

砲一門とを率ゐて再び、ブールを征し、ダンガンと血河の邊に屠殺して、之を破り、カプルを仆すこと三千人、終に王都を拔きて、之に入れ、僅に殘殺せられたる七十人の、鬮體帶々として、尙ほ在り、衣服の裂片に由り、ルチエフ其人の遺屍をも認むるを得しに、手配の日録并當時、ナタル讓與の條約書も亦、其傍に存したり、一軍之を視て、皆泣かざる無し、是れ實に千八百三十八年の十二月なり。

其翌年ブールは三たび兵を進めて、ダンガンを討ち、亦之に克つ、是に於て、カブールの勢日に盛まるを視、ダンガンの弟バンダ兒を扶して、代り立ち、降を乞ひて、永く腐落たることを誓へり。

ブール皆戰して、ナタルを取り、是れより始めて、國を建てんとす、誰か、國らんに復た其前に、更に英國の出現するあらんとは、是より先き、此地に於けるブールの王にシカといふ者あり、暴戾恣睢にして、多く民を殺し、又之を奴隸に賣りしかば、ナタルの人口頗る減少し、到る處の村落、人烟の稀疎なるに會するあり、千八百二十四年、生民保護を唱へ、英國之を保護國とすと宣布せり、而も有名無實に過ぎず、當時英國の施爲としては、僅にキャンプ及ブールウールの二英人が

ズールー王シカが不間に憤けるに乘じ、小植民をマルバン港に遷削したるありしのみ、後ちシカに嗣ぎてゲンガー王たるに及び、千八百三十二年來りて此小植民地を侵すあり、英人相率ひて或は近島に逃れ、或は軍艦に匿れ去る、次ぎてアール六にダンガンに克ち、ナタルを規定するに及び、千八百四十年喜望峯太守ナビアー俄かにズールー保護を名とし、大尉スミスをして戍兵二百五十を率してダルバンに駐屯せしめ、コンクワに在るアールを襲はんことを謀る、アール逃撃して之を破り、砲二門を奪ふ、是に於て英國大に喜望峯植民地の兵を發す、同年七月五日の戦に乘勝せず、アール終に克たず、惜む可き此江山復た英國の手に收めらる、是れよりナタルは一たび喜望峯植民地の屬地となり、再進して、特政の英國植民地となり、千八百五十六年より三進して、喜望峯と同じく、自治の一英植民地とはなれり。

南阿共和国の創建

ナタル既に英國の手に奪去らる、アールたる者奈何ぞ其轄下に屈從せんや、是に於てか三たび大遷徙の果を繰返せり、而して之が提倡たる者は、遂に一たび

ナタルの沿革

第三編の六編

アンドレヤス、
ブレトリウス

トランスヴァール共和国の
成立及其意涵

首を萬金に買
たり、其の死
此軍の功績
爲す

ブレトリウス
の死

ズールーを征服し、英國と俱に天を戴かざるの豪傑アンドレヤス、ブレトリウス其人なり、乃ち相率ひてナタルを去り、前に來りしドラケンベルク山脈を再び踏え、更に北してヴァール河を横ぎり、此にボチアストルム及クレルタスドルフの二境を開けり、後來トランスヴァールと稱するものは、ヴァール河を横過して創設したる國なればなり、此舉の一たび發するや、英國銳意之が鎮壓を企て、懸軍長驅して、アール遷徙の後を追躡せしめ、ブームヅクラーに於て之に及び、一戦之に克ち、ブレトリウスの首を萬金に買りたるも、獲る能はず、ブレトリウスは益々奮勵し、終にトランスヴァール共和国を創設し、遷はれて最初の大統領となり、千八百四十八年オレンツ、自山國と左遊右拂して、遂に破城す可からざるの基業を定めたり。

ブレトリウスの死するや、其子ブレトリウス二世遷まれて二代の大統領となり、此に始めて新共和国の首府を建つ、アールが故、ブレトリウスの遺徳を思ふこと、所は米民の華盛朝を慕ふがごとく、其府を名けて、ブレトリヤと稱せり、低にして二世事を以て聯き、職を辭し、ブルゲルス推されて三代の大統領に舉げ

英國革命の二

られ大に庶政を改革し、益、共和國の基礎を鞏固ならしめんことを勉む、是れより先きアールと土蠻の間相和せず、取闘年を宣るあり、而してアールゲルスの大純領たる會、奴隸廢止に反對し、依然奴隸の使役を禁せざるより、是に於てか英國再び二つの口實を得、共和國に向ひて干渉の端を開きたり。

千八百七十七年、サー・セオファラス・セプトン、交渉委員と稱し、騎兵一隊を率ゐてブレトリヤに入り、留まること兩月、共和國の議會に向ひ、英の屬國たる可きことを威迫せり、議會奈何ぞ其求を容れん、大統領と共に駁拒して之を聽かず、使節を倫敦に派して其無法を駁へしも不奉にして顧みられず、是時に當り久しく内外の多難に疲れたる人民の一分のみ賣く英國の意に従ひて平和を苟且せんと希ふあり、セプトン乃ち勝大にも之を國民の希望なりと稱し、同年四月十二日、公布を發し、從來南阿共和國と稱したる地方は一切、大英國の一分なりと宣言し、茲に南阿共和國の國號を廢し、單にトランスヴァールと稱せしむ。

是時に當りて世論の沸騰太甚しく、英國に於てもトロンブズの如きは斯くの如き口實を以て、南阿を英に合するを得ば、同一の精神は、獨逸をして、略西聯邦を

英國の革命中我判めるのみ、古然り、今亦然り

併するを得せしむ可し、是れ、歐洲の危殆なりとまで痛論せり。同時に和蘭及白耳、兩國の學者、社會は一齊に起ちて正義を倡へ、速急して之を世界に辨へ、英國の非理無法を攻む、而も英國は耳をだに傾けず、其間四年に亘れり、之を英國暴制の時代とす。

獨立の運動

英國革命の二

アールゲルスの

是時に當りアールは恥を含み恨を呑みて、空しく時機の到るを待てり、會、英國ズールに事あり、ズールの勢弱歎にして、英軍頗る征戰に苦むあり、アール謂へらく好機乘す可しと、將軍ワーベール指揮の下に、單國の民皆兵を執れり、アールの喜望亦に在る者、亦軍費を送りて遂に之を援け、聲勢大に揚る。時に英國はロード、ビーコンス、アールの内閣なり、ビーコンス、アール乃ち援軍を前派して之が征塵を策せしむ、アール之を視て益敢進し、爾來大戰小戰、屢、英軍を破り、就中千八百八十一年二月廿七日、アマッ、マッ、山の戰に、將軍ワーベール百五十の兵を以て、ナタルの太守將軍マレイが率ゐたる七百の英兵を破り、殺傷生擒二百七十に及び、味方は死傷九人を出し、のみ、是より先き英國はトランスヴァール制取の爲に、二千萬磅餘を費すあり、而して、今また此大敗あり、是に於て

南阿の三國
アレトリア條約

始めて其力制し易からざるを悟り、同年三月廿四日共和国の三統領クリューゲル、ワーベール及アレトリアユスと和を講し、八月三日アレトリア條約を締結せり。是に由りて共和国は内政の自治を恢復し、其外交に關してのみ英國女皇の監督を受くることとなり、英國の駐在官は來りて首府アレトリアに駐在せり。是れに於て乎始めて南阿共和国の國號を復し、茲に獨立の基業を開けり。爾後共和国は尙ほ其の國權の限制に憾む所あり、屢英國と交渉を經、同八十四年二月二十七日倫敦條約の締結あり、是に由りて再び自治の國權を擴大し、オレゴン自由國との條約は共和国自ら之を主裁し、其他の各國との條約は共和国自ら之を締結し、英國女皇の承諾を經べきこととなり、爲し英國は前の駐在官を代へ、改めて外交官をアレトリアに派駐せり。是よりして共和国の獨立、更に一層の鞏固を加へたり。

倫敦條約

吁、百年流離の新民、是に墮りて始めて安息の天地を得たり、而してクリューゲル、ワーベール及アレトリアユスの名も亦是れよりして大に見はる、但だ此れ天の大任を此新民に降さんぞ欲する、賦抑天心未だ禍亂を厭はざる、賦砲火の戰、僅に收まりて、平和の戰、更に來るあり、而して敵は依然、フランス、プロシヤ、普魯シヤにあり。

鐵道問題及セームソンの侵入

初めアールの南阿共和国を開くや、太だ金銀に意を留めず、既にして國內各處に、就中豊富なる一大金銀のランド地方に發見せらるゝあり、是に於てか、投機者、冒險者等の海に航し、山を除き、遠くは歐洲の各國より、近くは阿洲の諸植民地より、來集まる者、項背相望み、ランドの中央に忽ち一の繁昌なる新府を現出せり、之をワバンチヌスアールとす、今日首府アレトリアの人口は、尙ほ一萬に過ぎざるに、ワバンチヌスアールの人口は、早く既に十五萬に達したるにても、其盛況を察す可し、是に於て乎英國は從來の兵力的併呑の策を擧じて、經濟的侵略の計を決し、あらゆる手段を用ひ、アレトリア及ワバンチヌスアールを喜望岬に連接す可き鐵道敷設權の讓與を求めたり、此平和的侵略の畏る可きは、戰鬪的侵略よりも太甚しきものあり、共和国大統領クリューゲルは早くも此鐵道を察し、印度洋に瀕する、葡萄牙領マダゴア灣のローランソールマルクス港まで鐵道

英國國勢の盛

クリューゲルの手前早く此處に於て見

を敷設せしめ、凡そ此港及此鐵道に由り出入する一切の商品は、輸入税とも
に特典を與ふることせり。抑、此ロークソン・マルケッスまでは其距離三百
基魯米突にして、喜望峯までは千三百基魯米突あり、遠近に於て既に同日に非
ず、况や之に特典を與ふるあり、爲に英國が此方面より試みたる新侵略も、亦一
擊退を被りたり、クリーゲルも亦智なりと謂ふ可し。

但だ其れ、ロハンケッス・プールの物興や彼が如く、而して之を物興せしめたるも
のは、金銀の恵なれば、垣々たる大道忽ち開け、綿々たる鐵道時ならずして、通し
電線は空に張り、電燈は地を照し、早くも堂々たる一大市而も、首府より壯大な
る一大市を形成せり、而して之を形成せしめたる者は、何ぞと問へば、大勝冒險
なる實本家、技術家、礦山家の類に、非ざるは無く、其國籍は、と問へば、七分は皆英
人たり、是に於て、か此新築外人は相續りて、此に市政を敷き進みて、アレトリア
の政府に向ひ、共和國の選舉權及參政權を要求し、同時に金銀に課し、新市に賦
し來れる各種重税の軽減を迫請せり。今ま此新市を以て、首府に比看せん、平
人口は幾ど十五倍し、金力は固より、此に集まり、加之、智力を較するも、質朴なる

東住外人の政
權及選舉權の政
權を起る

プールの農民は、殺槍なる英人の市民に及ばず、若し、一朝此市民に、選舉權
政の諸權利を與へん、乎一國の政權は、終にプールの物に、非ず、プールが百戰し
て創設したる共和國は、再び百年の深淵たる英國の手に、歸せんのみ、是を以
てクリーゲルの政府は、固く執りて、其請を允さず、而して新市も亦其初志を曲
げず。

是に於て、平來住の新民中、陰謀を企て、マクベレランドの地方に於て、之が準備
を爲す者あり、礦山會社及南剛英國特許會社の首長等、内より密かに之を指く。
千八百九十五年十二月三十一日、前の南剛英國特許會社の董事、トクトル、セー
ムソンは、會社の雇兵及冒險者より成れる六百の兵と、機關砲二門とを、中る滿
然として、ロハンケッス・プールに向ひ進發せり、意は一舉して、之を取り、以て英國
に合するに在りて、セームソンが諸友は、内より、之に、應せん、とす。共和國の將
軍、ロハンケッス、之を偵知し、直ちに、一百のプール兵を、擡げて、出で、翌九十六年一月
一日、ロハンケッス・プールの西なるクリーゲル、スドルフに於て、遊撃し、一戰して
之を破り、敗を殺傷すること、一百餘に上り、セームソン以下、多く之を生擒せり

英國專權の因

セームソンの
侵入

而して味方を失ふこと僅に二人のみ此役アールには一門の小砲をだに有せず、有る所は單に歩兵のみなりき、而も其射撃に巧みなる彈雨を以て敵に集注し、先づ英の砲手を奪ひ、終に二砲をして其川を爲さしめず、善く募兵を以て六倍の敵兵を破り、全境を獲たり、故に、ア、マ、マ、山の戦と、此、クリ、イ、ゲ、ル、メ、ド、ルの戦とを、血傳へ天下アールの勝勇善戦を稱せざるは、あらず。

大統領クリ、イ、ゲ、ルの測遠大度なる、乃てセ、ム、ン以下の捕虜を籍して英國に送還し、之か處分を求めたり、時に南阿英國特許會社の首長をセ、ル、ル、ロ、イ、ドと爲す、勝勇にして野心あり、セ、ム、ンが暴舉は固より其の爲しむる所なりと稱せらる、而して事は喜望岬の太守に達なれり、是を以て太守と首長とは交、之に興らずと辯疏せり。是より先き獨逸皇帝ウ、イ、ル、ヘル、ム力を南阿に展ばさんと欲するの志あり、會英人の暴舉發し共和國の憤懣太甚しきを、親好機飛す可しと爲し、長文の電信をクリ、イ、ゲ、ルに贈り、遂に廢拔を興ふるあり、クリ、イ、ゲ、ル乃ちセ、ル、ル、ロ、イ、ドの陰謀を公發し英國に向ひ之が審判を求めたり、是に於て英國政府も亦默過するを得ず、ロ、イ、ドを召還し、セ、ム、ンと同しく形式的裁判

暴舉の首謀は
セ、ル、ル、ロ、イ、ド

事はア、マ、マ、山に達する
クリ、イ、ゲ、ルに達する
いふ事

南阿の暴徒

に附したる後、見、識的輕刑をセ、ム、ンに加へて終にロ、イ、ドを無罪とせり、而して英國の輿論は二人の行爲を以て愛國の罪と爲し、稱揚置かず、以て英雄視するに足れり、是よりして南阿の敵愾心は愈益其度を高めたり。

第三篇 英阿最近の衝突

衝突の一

南阿共和國の國を建つるや、常に英國の爲に苦められ、百戰の後も始めて其獨立を窺得したり、故に將來々佳外人の勢力に關し深く慮る所あり、共和國の憲法は、參政權の獲得上に、兼り重大の條件を規定せり、今其の規定を案するに、第一院議員は直接選舉に由りて、衆がり、之が被選舉資格は國內に生れ、千八百七十六年五月廿九日以降、住居を有する者とし、大統領軍總督、總理大臣、其他の諸大臣の選任者、第一院議員に之が選舉權を委せり、而して第一院議員の選舉人は十四年以上、國內に住居する公民とす、第二院議員の被選舉資格は四年以上

參政權獲得の條件

外人の参政権の

國內に住居する者とし之が選舉人は二年以上住居する公民とす。千八百八十五年ウィットワール、スラント州に未曾有の金礦發見せらるゝや、外人の來住する者數の計きに就くが如く、未だ二年を出でざるに、州の中央に忽ちサ、ハンテス、プールの一府を現じたり、而して僅に十年を経、同九十六年に至れば、一府の人口早く十萬二千以上に上り、其内白人五萬千餘を算せり、之を首府、プレトリアの人口八千餘に過ぎざるに比看しても、如何に此新府の繁昌盛榮なるかを知るに足らん、是を以て、共和國の富はランドの一州に集まりて、ランドの富はサ、ハンテス、プールの一府に瀾ざるの状あり、從ひて共和國も亦重なる財源を此に托し、其課税も亦往々輕しとせず。然るに共和國の憲法は、参政権の獲得に重大の條件を置けるを以て、來住外人の多數は國政に參與するの公權を得ず、故に之を慰諭するや、一口に非ず。但だ此來住外人中、其多數を占むる者は英人たり、而して何れの地方に於ても、權力を收取せざれば、已まざるものは、彼れ英人の特質たり、况や英人の慾望は、單に共和國の参政権のみにて満足せざるは、ゼームソンの侵入に觀ても、之を

外人の参政権の

知る可きに於て、と、是を以て、共和國は容易に其要請を容さず、且つゼームソンの侵入以來、大に戒心する所あり、千八百九十六年、外國人移住法、外國人放逐法、及新聞法を公布し、一層嚴重に來住外人を待するあり、益々英人の憤怒を昂せり、而して、共和國に就きて、之を看れば、亦已むを得ざるものあり。

外人の陳情書

千八百九十八年十二月會、來住英人に違法あり、プールの憲兵之を捕へんとし、て死に致すあり、是に於て、サ、ハンテス、プールの激昂太甚しく、千八百九十九年一月十四日、一大集會を同府に開きたり、同府のプール亦之を看過せず、相率ひて同場に會し、忽ち此に帝國を惹起し、其事相持ち、互に負傷あり。是れに於て、同府の英人二萬千六百八十四人、連署して一篇の陳情書を草し、プレトリア府駐在の英國外交官、ロムン、ガム、シリ、ン、及喜望那太守、アルフレド、ミルナーを經て、之を英國女皇に捧げ、嚴然たる英國の干渉を求めたり、中に共和國の亡狀を舉敷し、参政權獲得の續に、す可からざるを、續陳し、并して、共和國が專賣せる、鐵山、用、燐、發、熱、の、自由、販、賣、權、を、得、ん、こ、と、も、辦、へ、た、り。之に對し、プレトリア、全府の、プール、九、千、人、も、亦、連署し、同しく一篇の陳情書を、綴し、之れを、大統

外人の陳情書

プールの陳情書

領事、クローグに率り、英國女皇に致したる英人附屬の理由なきを指斥せり、クローグは直ちに之れを英京駐在共和國領事に傳示し、事實の辨明に力めしめぬ。

ゼームソンの舞の騒動

同年五月に墮り、ワハンテスプールの英人は、ナタルの地に於て密に兵備を整へ、ゼームソンの二の舞を爲さんと企つる疑あり、共和政府其陰謀を察知し、直ちに主謀七人を捕ふ、ブール口々に英人の何時も勝甲斐なきを嘲笑して首を絶たず、其後政府は平和の大體に顧み、懸懸不十分として之を放免したりしに、英人は之を無實と絶叫し、ブールは之を否らずと駁撃し、相互の憤懣反目愈々益々其度を高めたり。是を以て人心恟々、ワハンテスプールの來住民は、此月より荷擔して起ち、喜望岬に退去する者日に相續けり。

共和政府の態度

初め英人の陳情書を英國女皇に致さんとするや、共和國政府は最も慎重の態度を保てり。アレトリア府のブールは、ワハンテスプールの英人が一大集会を催して示威運動の舉を逞するを憤怒し、ゼームソン侵入撲滅の一大集会を開きて、前舉に答へんとするを制止し、平和に事局を了せんとを勉む、同年五

クローグの演説

月十九日ハイアルベルグに於けるクローグの演説に觀ても亦以て徵す可きものあり、曰く、我現行憲法に於て、凡そ外人は我國に在住すること二年の後には歸化を許し、第二院の議員選舉權を得、歸化して更に二年の後には、直ちに彼選人となりて、其身第二院に入ることを得べし、是より復た十年の後には完全なる公民權を得べし、然れども、余は、此前後通計十四年制を九年に減縮せんと欲する者なり、惟ふに歐米各國に於ては概ね五年後公民權を得るの例なりと雖も、我國情に於ては未だ俄に之に倣ふ能はざるものあり、何となれば、彼各國に於ては自國公民の數遙に外人に凌駕し、歸化人に參政權を與ふるあるも、之が爲に壓倒せらるゝの虞なしと雖も、我國は全く之に異なり、之を統計に徵するに外人は四萬の多數に達すれども、自國人は一萬二千、即ち其の三分一にも當らざればなり、故に諸般の事發達したる點には、歐米各國の如く五年制を採用し得べしと雖も、今暫く九年制に據るの已むを得ざるを見るなり、と局外に在りて之を觀なば、亦其意見の無理ならざるを認む可し。其他クローグは來住外人に告ぐるに、邊境購買下の代價を低減す可きを以てせり、

意は是を以て外人と調和し、山りて英國との平和を維持せんと欲せしなり、而して英國の意は全然之に反したり、衝突更に一步を進めざるを得んや。

衝突の二

英阿交渉の開始

南阿在住英人の陳情書を英國政府に遞呈するや、英國内閣は乃ち議を決し、直ちに其懸念を容れ、植民大臣、チャンバレンは時を移さず、南阿共和国政府に移譲し、共和国の執政を指斥し、五年間在住の外人には完全なる参政権を賦與す可き事を要求し、又爆發騒動の事實は英阿條約違反なる旨をも論告せり。

抑、來住外人の参政権に關し、五年制の難きは内外の齊しく認むる所、而して英國の難きを人に實むるや、斯くの如くなれば、共和政府如何ぞ之に應ずるを得んや、直ちに覆牒し、同意する能はざる所以を首明せり。是より往復交渉數回を重ねたるも、兩國各相執りて相下らず、事體日に非にして、形勢月に危きを加ふるものあり。

オレンヂ山國の調停

是に於て共和国の善隣オレンヂ山自由國は、誠意兩國の平和を希望し、自由國の大統領、スタインは間に居て調停を試むる所あり、終に兩國より各、全權委員を

プロームフンテンの會議

出し、自由國の首府プロームフンテンに會議を開くこととなれり。千八百九十九年五月三十一日、共和国よりは大統領、シリーゲル、英國よりは喜望邦太守、アルフレッド、ミルナー、出でし會し、此に協議を開きたり。ミルナーは乃ち参政権賦與問題と爆發騒動事實問題とを提出し、シリーゲルはスタウローク、ド合併の事、千八百九十が英國の承認を経て、南阿共和国の保護國、オームソン、侵入事件の損害賠償と英阿兩國の紛議を決定する爲に之を仲裁々判に委す可き事との三問題を提出せり、辯難反復の後、ミルナーは敢て爆發騒動事實問題を固執せず、シリーゲルも亦強てスタウローク、ド合併問題を主張せず、互に譲る所あり、但だオームソン、侵入事件の損害賠償問題に入りて、譲り少く、合併はシリーゲルは獨り之を仲裁々判に附せんと提議せしに、シリーゲルは、参政権賦與問題、其他兩國間に起れる一切の紛議を舉げて、悉く之を同裁判に附す可しと主張し、兩國の意見は大に衝突せり。

ミルナーの提議

参政権問題に關し、ミルナーの提議は左の如し。

- 一 外國人の参政権獲得に必要な年限を五年とし、既に滿りて其効力

を有せしむる事。

二 歸化に關する宣誓の方式を改正し、法律を遵守し市民たる義務を自擔し共和國の獨立を防護する旨を宣誓するを以て足れりとする事。

三 議會に於ける相當の代表權を新人民にも賦與する事。

四 歸化後直ちに充分の參政權を賦與する事。

之に反シクリンゲルの提議は左の如し、

一 歸化に必要な居住年限は二年たれば歸化後五年を経て十分の參政權を與ふ可き事。

二 千八百八十六年前に共和國內に住居を定めたる外國人は、總て今後二年を経て參政權を享受す可き事。

三 礦地地方の人民は今日より多く議會に代表者を選出するを得べき事。

四 外國人は歸化に必要な條件の一として少くも百五十磅の價格ある財産(抵當とならざるもの)を所有する歟、又は少くも五十磅の貸賃價格ある家屋を所有する歟、若くは少くも二百磅の歳入所得ある歟を要する事。

クリンゲルの提議

五 歸化せんと欲する者は前住國に於て公民權を享有し居たる證明を提出する事。

六 歸化の方式はオレンヂヤ自由國の方式と同一たる可き事。

此會議は五月三十一日より六月五日に亘り、中間一日の日曜を除き、五日間の協議を遂したるも、參政權問題に就き、ルナー五年說を遵守し、又之が仲裁々判の提議を容れず、其議終に合はず、誠意なるオレンヂヤ自由國の調停も、是に至りて無効に歸したり。

會議の概要

英國の憲制

夫れ共和國に於ける外人參政權問題に關し、五年制の難きはクリンゲルの提議に於ても之れを知る可く、然も共和國は内外の情勢に鑑み、九年制にまで改正せんと欲せしものなり、但だ英國の強請や彼が如くなれば、クリンゲルは再び譲歩し、七年制までを提議したり、是れ現行憲法の制限を一半にまで減縮するものなり、英國にして果して共和國と調和するの念おらしめば、之れを容れざるの不入情あらんや、故にルナーは會議に先だち洲國主張の衷を折し、六年制を提議せんとすの意見を持し、五月二十二日發電して訓令を求めたるに、

チャレンジャーは之を容れず、同月二十四日訓電を與へて云く、會合に當り第一に當初より我主張の參政權問題を掲げて懸案すべし、彼や應に俯伏すべきのみと、是に由りて之を觀れば英國の民意の初より調和に在らざるや、瞭々火の如きものあり、協議の成らざるや、固より宜なり、而して其曲果して何れに在る歟。

衝突の三

プロロム、ファンタンの會議破れ、兩國の全權委員各袖を拂ひて此花泉の都を去るや、事體更に重大に赴けり、然れどもクリーゲルは尙ほ内に對しては來住外人の希望を棄き、外に向ひては英國との平和を保たんと欲し、六月十三日參政權に關する法案を議會に提出し、前きの花泉府會議に歸化條件の一として發議せし旅入所得二百磅を更に減じて百磅とし、之が協賛を求めしに翌十四日議會は可決し、尙ほ該案實施前國民の承認を得べき事とせり、之に對し共和國の輿論は勿論喜望邦の、アフリカ、カングル黨も亦是認の決議を爲せり、然れども同邦に於ける同黨以外の英人は盛に示威運動を行ひ、ミルナーの政策に壓迫

せり。

越えて七月十八日共和政府は再た外人參政權問題に關する法案を議會の討論に附し、歸化に必要なる條件は直ちに可決し、次に政府の提案たる外人居住年限九年に就き、進歩黨よりプロロム、ファンタンの會議の報告を引き、大統領當時の意見の如く七年制と爲さんとの修正説を出し、頗る議論あり、同黨議員の一人より九年を減じて七年とせば、共和國の獨立を危殆ならしむるの虞ある歟と質問したるに、クリーゲルは之に答へ、彼ミルナーの提議の如く五年制とする時は、共和國の市民は終に外人に壓伏せられんのみ、然れども九年の期限は或は長きに失し、外人の權利を尊重せざるやの疑なき能はじ、故に政府は修正説の七年制を納るゝに吝ならず、若し此くの如くする時は、英國政府一切の故障と、共和國獨立の危険とを除却し、全世界の同情を得んとす。副大統領兼軍總督、サーベルは尙ほ修正説賛成の意を布辭して曰く、當局者が自ら進みて七年案を提出せざりしは、議會の反對を慮りてなり、而して今や議院自ら之を提出するを見るは、至幸といふ可し、共和國の獨立と安寧とは決して之

が爲に危険に瀕するの虞なかるべしと。案は乃て大多數を以て之を可決せり。可決の明文に曰く、

本法可決前共和國に住居を定めたる者は、總て七年を以て參政權を享有するものとす。

大體新聞の詳

此議決の發表せらるゝや、共和國の人民も亦已むを得可らざるものと爲し、オレンヂ及喜望峯のアンリカンガル黨亦之を贊し、歐洲大陸の諸新聞も概ね共和國の讓歩を稱して平和の段階に進むものと爲せり。就中獨逸の「ザツクス」の如きは最も甘暢て明快なりと謂ふ可し。けく共和國に對する利害の關係は佛獨露と雖も亦敢て英國に譲らざ。折法に由りて參政權を得べき人民は幾ど一萬五千人に達し、其人民は獨り英人のみならず佛獨人も亦甚だ多し。何ぞゾールの爲めに壓伏せらるゝを恐れんや。而して今や共和國の讓歩彼の如し。此際「ザンパーレン」君にして更に争闘を俾らざば、英阿兩國の紛議は永く根絶す可きのみと。而して英國政府黨の諸新聞は相率りて之を嘲罵し、トランスヴァールは之を用ゐて英國を欺瞞せんとするものゝみと爲し、英國内閣亦一切之を

オレンヂ自由山の再調停

顧みず。故に七月下旬に至り、オレンヂ自由山の關係、フレッセルは再た次兩間に立ちて調停を試みんと勉められたれど、其盡力も亦徒勞に終りたり。

衝突の四

英阿從來の關係

此際英阿從來の關係に就き、更に一回顧の必要あり。南阿共和國は千八百八十一年の「ブレトリヤ」條約に由り、獨立の基礎を開きたりと雖も、外政は勿論内政に於ても尙ほ英國の主權を認め、從ひて其干渉を絶つ能はず。是を以て各種の紛議相次ぎて發するあり。是に於て平共和政府は英國に對し前條約の改訂を求めて已まず。終に同八十四年の倫敦條約とはなれり。今ま此倫敦條約を按ずるに、共和國の外政に關しては左の明文あり、曰く、

南阿共和國は英國女皇陛下の承認を経るに非ざれば、オレンヂ自由山國を除くの外、如何なる國又は國民若くは共和國の東部又は西部に在る如何なる民族とも條約約束と結ぶ事無かる可し。

若し條約膠本完成の上は直ちに回送せらるべきを受領せし後、亦六箇月内に右條約の締結は大不列顛國又は南阿なる帝國の或版圖の利益と衝突す

倫敦條約の明文

ることを通牒せられざる時は、女皇陛下の政府の承認ありたるものと認む可し。

南阿共和国の主張

英國の主張

而して其内政に關しては、一も制限する所なく、從ひて本條約中には、アレットリア條約に於けるが如く英國の主權を言明せる文字ありず、是を以て共和國は主張すらく、アレットリア條約は倫敦條約に由りて廢棄せられたるものなり、故に共和國は全然内政の自治權を有し、單に外交に就き幾分の制限を被るのみと之を事理に照し、又之を其後の實相に替ふれば、共和國の主張の如く、アレットリア條約は廢棄に屬したるものに變じ、而して英國の主張は全く之に反し、アレットリア條約は依然として有効なるものなり、倫敦條約は前條約を廢棄したるものに非らず、故に英國は今日と雖も共和國の内政に對し當然干渉の權利を有するものなりと。

主權問題の執

此主權問題に關する見解の衝突は、前年より繼續し、兩國の間に照會往復を重ねたること密に一事のみならず、而して參政權問題の接起以來端なく大に挑發せられたり、且つ兩國の見解は事情の切迫し來るに従ひ互に益々激烈の主張

主權の問題に關する共和國の大統領の執

英國植民大臣、アンバーレンの主張

となれり。五月九日共和國大統領は喜望那太守、メルナーに移牒して曰く、南阿共和國が現在保有する絶對的自治權は、千八百八十一年の條約又は同八十四年の條約の何れに由りても得たるものに非ず、實に我共和國が一個國際上の主權者として固有せる權利より來たりしものなりと。之に對し七月十三日英國植民大臣アンバーレンは覆牒して曰く、英國政府は主權問題に就き共和國と討議するを欲せず、共和國は國際上の主權國なりと自稱すると雖も、毫も法律上歴史上の誤差を有せず、故に全然之を認むる能はず、是を以て英國政府は歴史上の事實及先適當局者の公表せる意見に基づき、共和國の今日ある所以は第一アレットリア條約に本づき、其次は倫敦條約に本づき、英國女皇陛下の恩恵に出でたるものなりと簡單に言明すれば、則ち充分なりとす。是に由りて之を觀よ、兩國の意決するや既に久し、參政權問題の紛糾して解けざるも亦宜ならずや。

衝突の五

一方には參政權問題あり、他方には主權問題あり、兩國の間に争ふ所は専ら參

政權に在るも其主眼とする所は彼我共に主權問題に在り、八月二日チンパーレンは更に共和國に移譲し、新に混合調査委員會を組織し、前月共和国の議會が議決せる改正選舉法の當否を審査決定す可き旨を提議せり、是れ前のブームフンテン會議の再演に似て其實大に然らざるものあり、何と云へば前の委員會は畢竟雙方の意見を提出して協議せしに止まるのみ、即ち後來調和の豫備相談たりしに止まるのみ、今は則ち然らず、夫の改正選舉法たる共和国議會の議決確定せし所之が當否を断するは其國の主權に屬するものなり、若し一旦英國に聽きて之を委員會の審査決定に委せん乎、自ら進みて英國の主權を認め、内政干渉の端を招致するものなれば、なり、チンパーレンの策も亦彼なりと謂ふ可し。

是を以て共和国も亦之を容れず、然れども單に之を拒絶せん乎、最早取の一事あるのみ、クリーゲルは能ふだけ取はらずして共和国の主權を承認せしめんと欲せり、是に於て平終に意を決し、當初より共和国の從ふ能はざるを知りて強要せる五年限を容れ、之を主權公認の引換とせんとの策を決し、調査委員組織

の照會を擱きて、八月十九日更に移譲し、茲に一新提議を爲せり、其要旨は、

- 一 英國の主張の如く、外人參政權、享受年限を五年とす可き事。
- 二 議會の議員總數三十六人の中、八人の椅子を外國人に與ふ可き事。
- 三 新市民も亦舊市民と同じく大統領及軍總督の選舉に與ると得べき事。
- 四 但し今回の干渉を以て將來の先例と爲さず、且つ將來英國は迄も南阿共和國の内政に干渉せざる可き事。
- 五 英國は以後南阿共和國に對し主權を有すと主張す可からざる事。

此新提議の英國政府に送するや、チンパーレンは直ちに其矛を執りて其黨に入るの手段を用ゐ、讓歩は微笑して之を容れ、請求は一彈して之を斥けん、とす、愈、出で、愈、彼なるは其れ此公の政略なる歟。九月八日に發したる之が複製の大意に曰く、

南阿共和國が國際上一箇の主權國たるを得んことを求め、之が認容を要件としたる提議は英國決して之を商議の問題と爲すを得ず、然れども五年居住の外人に選舉權を與へ、ラント地方の議員を増加し、大統領及軍總督の選舉

に關し外國人に土着人同一の權利を興ふるの案は之をして實際無効に歸せしむるが如き條件の附隨せざる限り英國は之を承諾するに躊躇せざる可し、但し、南、阿、共、和、國、議、會、に、選、出、せ、ら、る、新、議、員、は、議、會、に、於、て、自、國、語、を、使、用、す、る、の、自、由、を、有、す、る、を、要、す、若、し、上、陳、の、條、件、に、し、て、直、ち、に、共、和、國、の、容、る、所、と、な、る、あ、ら、ば、今、後、居、住、外、國、人、の、加、在、區、救、の、爲、め、干、渉、を、爲、す、の、必、要、を、除、去、す、る、を、得、ん。

尙ほ之と同時に五年在住外國人に參政權を興ふといふのみにては整理し難き數多の争點あれば前きに提議したる混合調査委員會を構成するの目的を以て、ケー、ア、ブ、タ、ウ、ン、に、再、び、南、國、委、員、の、會、議、を、開、か、ん、こ、と、を、主、張、せ、り。

此覆議のゾレトリヤに達するに先ち、兩國の形勢は益々悪く危機一髪を示すあり、是に於てクリューゲルは最早平和の旗幟をたると察し、八月二十八日附を以て追議を英國に發し、一切前きの新提議を撤回せり、クリューゲルも亦敢なりと謂ふ可し。

既にして英國の覆議ゾレトリヤの政府に達するあり、是に於てクリューゲルは

クリューゲル
新提議の撤回

クリューゲル
の第三回追議

九月十五日附を以て三たび英國に通牒せり、其要旨

前きに一たび呈出し旋りて撤回したる提案は原ゾレトリヤ府駐在英國外交官コニンガム、ケリー、ソンの勳件に從ひたるものにして、信義を重んじたる行爲なり、即ち本共和政府は全くソリー、ソンの助に頼り、此紛糾せる難局を整理せんと欲したるが爲めなり、漫然獨り主權問題を提議したるには非ず、其の共和國議會に外國語の使用を許す可しとの議は、到底議會の承諾を得べきの望あらず、其の再たび英阿兩國の委員會議を開かんと欲は、今日と雖も尙ほ贊同を辭するものに非ずと雖も、之を承諾するに難きは議會に附議し、能はざる條件の作へるを以てなり、但し本共和政府は固より千八百八十四年の倫敦條約を嚴守するものなれば、目下の紛糾を仲裁、々判に附すること、は、喜、び、て、承、諾、せ、ん、と、欲、す、る、所、な、り。

混合調査委員會は共和國の容れざる所にして、仲裁、々判は英國の諾せざる所、兩國互に容れず諾せざるものを求む、事並破れざるを得んや。

衝突の六

九月二十二日を以てナンバールンは従来の談判中止と今後更に新要求提出の豫告とに關する通牒を共和國に送りたり、其要旨に曰く、

曩に女皇陛下の政府は九月八日附を以て調和交譲の目的に出で、未だ種々な條件を提出したるも、南阿共和国の之を承諾せられざるは遺憾とする所なり。

是れまで反復明言せしが如く、南阿共和国にして當初其獨立を許與したる條件を誠實に履行せられなば、女皇陛下の政府は敢て其内政に干渉せんと欲するものに非ず。

女皇陛下の政府が交渉の目的としたる所は簡單明瞭にして誤解を容るゝの餘地なし、即ち南阿共和国に於ける外國人をして有効にして直接なる代表權を得せしめ、之に由りて將來女皇陛下の政府をして彼等の爲に干渉を爲すの必要なからしめ、陛下の政府が當初自治の特權をトランスヴァール住民に許すの條件として千八百八十一年の條約を以て正式に約束せしめたるが如く、外國人の待遇を公平にせしむることを、今後は彼等外國人の權力

に依り、南阿共和国に向ひて要求の權利を得せしめんとするに在り。

右の目的を達せんが爲には、女皇陛下の政府は九月八日附の通牒に提出したる條件は、其一箇をも減す可からざるものと認む。

南阿共和国は幾ど四箇月に亘れる談判の末に至りて、此提議を拒絶せられたり、此四箇月たる正に是れ五年の久しきに亘れる葛藤の結局に達したるものなるを思へば、今後同徑路に由り談判を繼續するの無益なるを知る、仍りて女皇陛下の政府は敢に余く地歩を改め、本問題を考究するの已むを得ざるを認め、南阿共和国が數年間絶えず進行せる政界より生じたる南阿の争議を了局決定せんが爲に、新に自ら提議する所ある可し。其提議は追て電信にて通報す可し。

此通牒は喜望那太守ミルナーの手を経て九月二十五日大統領クリーゲルに傳達せり。共和政府以謂へらく、是れ畢竟英國が戰闘準備の爲に時日を費すの老練手段のみと、乃ちオレンツ自由國を介して新提議の開示まで、英國兵員の増發中止を要求せり。然るに英國は反對の答辯を與へ、英國政府が兵

國増發は南阿共和國の戰備準備に對する防備手段に過ぎざるのみと。是に於て共和政府は九月三十日更に照會を發し十月二日までには英國新提案の決定を關かんことを求めたり。十月一日ルナーの手を経て此照會の英國政府に達するや即リチャンパーレンは直ちに返電して曰く、女皇陛下の公信は、今ま方に準備中に在り、其返電は尙ほ數日の後なる可しと。

共和國最後の
勅諭

冷々淡々水の如く氷の如き復報に接す、是に至りて南阿共和國も亦終に堪忍の緒を切らしたり、紀元一千八百九十九年十月九日を以て最後の通牒を發し、四箇の條件を擧げて英國に請求し、決答の期を十一日午後五時までと限り、期限内に満足の回答を與へずば之を英國開戦の宣告と視做す旨を以てせり、其全文は實に左の如し。

南阿共和國政府は尙ほ一回大不列顛及愛蘭國女皇陛下の政府に向ひ本共和國と聯合王國との間に締結したる千八百八十四年の倫敦條約に注意を促すの已むを得ざるを認む。該條約第十四條に於て本共和國に在る白人をして享有せしむ可き一定の權利を確保したり曰く、

凡そ内國人に非ざる各人にして南阿共和國の法律を遵奉する者は、
一 家族と共に南阿共和國の各地に來り、旅行し、又は居住するの權利を全有す。

二 彼等は家屋、製造場、倉庫、店舖及庭園を賃貸し又は占有することを得べし。

三 彼等は自ら通商を營み、又は其の適當と認むる代人をして之を營ましむるを得べし。

四 彼等は其身體及財産に對し、又は其通商工業に關し、現に本共和國の人民に課し、又は將來課せんとするより以外の國稅又は地方稅を課せらるゝこと無し。

即ち女皇陛下の政府が右の條約に依り、本共和國內に在る外國人の爲に保留したる權利は、全く以上の條件に限るものなり、從ひて是等の權利の侵害せられたる場合に於てのみ英國政府は外交上の申込又は干渉を爲すの權利を有す可きものにして、總べて該條約の下に立つ外國人の身分又は權利

に關する他の問題は、悉く南阿共和國政府及議會の權内に全屬するものなることを茲に一宵せざるを得ず。

南阿共和國政府及議會に於て處理するの全權を有する問題中に、本共和國人民の參政權及選舉權問題あり、本政府及び議會が此問題を決定するの權利を專有するは固より爭ふ可からざる所なりと雖も、本政府は交誼上此問題に關し、女皇陛下の政府と協議するの便を認めたり、但し、之れが爲に、女皇陛下の政府に對し、此評議を爲すの權利を認めたるに非らざるは論を待たず。

本政府は參政權に關する現行法律を制定し、選舉權に關する決議を爲すに當り常に此交誼的協議の結果を眼中に置きたり。然るに女皇陛下の政府は此協議の交誼的性質を變じて漸く脅嚇的言調を爲し、爲に本共和國及南阿全部の人心を動搖し、頗る切迫の情態を呈せしめたり、而して女皇陛下の政府は結局本共和國の參政權に關する法制及選舉權に關する決議に同意すること能はず、遂に千八百九十九年九月二十五日の通牒を以て、此件に關

する一切交誼的の往復を謝絶し、自ら結局の條件を定めて提出すべしとの意を示せり。此事たる本政府を以て之を視れば、更に千八百八十四年の倫敦條約に違背せんとするの所爲に外ならず、何となれば同條約は、本政府の内治問題に專屬し、本政府に於て一旦處置したる事件を、單獨に有するの權利を女皇陛下の政府に附與せざればなり。

右參政權及代表權に關する往復の爲め兩國の關係を切迫せしめ、其結果として一般通商を障害し、重大の損害を醸すに由り、女皇陛下の政府は事の決定を急ぎ、九月十二日に至り、貴下より通牒を提出せられ、附の通牒四十八時間内に回答を求め、後ち少しく此時限を續められたり、本政府は九月十五日附を以て之に回答し、而して貴下より更に九月二十五日を以て通牒に接し、一旦交誼的談判は中絶し、結局の條件を定めて遂からず提出すべしとの意を示されたり、而して此約束は、其後一回反復せられたるに干はず、本政府は、未だ何等の提議にも接せず。

然るに女皇陛下の政府は交誼的談判の尙ほ繼續せる間より廣大なる規模

に於て軍隊を増派し之を本共和国の國境附近に屯集せしめつゝあり。本政府は我共和国の歴史に於て今ま茲に迫想するの必要なき事件は入事ありしを回顧し、國境附近に於ける此軍隊増加を目して、南阿共和国の獨立を危くするものと爲さざるを得ず、何となれば南阿共和国の國境附近に他の斯くの如き軍隊の現在を必要とする事情あらざればなり。此外に關し本政府は閣下に質問する所ありしに、意外にも本政府は我共和国の一方より女皇陛下の植民地に侵襲を加へつゝあるやの隠然たる故隙に接し、同時に本共和国の獨立が眞に危殆に瀕するの憂を確むる所以の微妙なる告知を受く。是に於て本政府は萬一の珍事に對し必要の抵抗力を備ふる爲め共和国其民の一分を派出するの已むを得ざるには至れり。

女皇陛下の政府が千八百八十四年の條約に違背して本共和国の内政に不法干渉し、併して本共和国の國境附近に容易ならざる兵力を集中せしめつゝあるが爲め、得て忍ぶ可からざる物情を生せしめられたれば本政府は獨り我共和国の爲めのみならず、南阿全體の爲めに成る可く速に事局を落着せし

南阿共和国
求の精神

むるの必要を認め熱心銳意之に從事するの義務なるを惟ひ、茲に女皇陛下の政府に對し左の件々を保證せられんことを要求す。

- 一、紛議の諸點は仲裁を判又は本政府と女皇陛下の政府との間に於て總和協定する其他の方法に依りて之を決定する事。
- 二、共和国の國境に在る軍隊は即刻撤退せらるゝ事。
- 三、千八百九十九年六月一日以來南阿の地に遣したる増遣兵員は本政府の同意を以て定む可き相當の期限内に盡く之を南阿以外に退去せしめらる可し、本政府の一方に於ては後に附政府の協議を以て定む可き期限内に談判を繼續する間は、本共和国より英國政府の領地の何れの部分にも侵襲を加へざることを相互に擔保す可く、而して本政府は此擔保に従ひて本共和国の武装兵員を國境より撤退す可し。
- 四、今ま現に海上に在る女皇陛下の軍隊は南阿の何れの地方にも上陸せしめられざる可し。

本政府は以上四件に對し即時確答を切要す、女皇陛下の政府は千八百九十

九年十月十一日水曜日の午後六時までに回答あらんことを切望せざるを得ず、萬一此期限内に満足なる回答に接せざる場合に於ては、本政府は遺憾ながら女皇陛下下の政府の行爲を以て開戦の正式宣告と視做すの已むを得ざるに至る可く其結果に對して本政府は一切の實に任せざる可し、而して若し右期限内に軍隊をして尙ほ本共和国の國境に向ひ接近せしめらるゝあらば、本政府は亦等しく目して開戦の正式宣告と做さざるを得ず、此旨并して之を附言す請讀。

千八百九十九年十月九日

南阿共和国總理大臣 ムフダゼル・ライツ

喜望峯植民地太守 サール・アルフレド・ミルナー閣下

十月十日午前六時四十五分通牒英國政府に達せり、同夜十時四十五分チャンパレーはミルナーに宛之が復電を發したり、曰く、

女皇陛下下の政府は痛嘆を以て貴下十月九日附の發電に係る南阿共和国政府の急突なる要求を倒せり、貴下は之に對する回答として同政府に通告し

英國最後の通牒

英國駐在官の退去

英國の阿弗利加政界

アフリカンテと稱の本國

て言はる可し、曰く、南阿共和国政府の要求する如き條件は、女皇陛下下の政府に於て論議するの途なきものと認む。是に於て乎兩國の平和全く破る。翌十一日ブレトリヤ府駐在英國外交官クリーンは公館を撤して同府を退去せり。

衝突の七

抑英國が阿弗利加政界を事とせるは一朝一夕の故に非ず、殊にチャンパレーの植民大臣となりしより以來鋭意此政界を事とし、南北縱貫鐵道の大計畫を立て、意は漠たる大陸の大分を擧げて、之を英國の手下に掩はんと欲するに在り、而して其政界は若々として功を奏し、千八百九十八年ナイル河の上流フシマに於て佛國と衝突するや、事體將に測られざらんとせしも、善く其難局を排し、終に樞紐の間に佛國をして此地を交讓せしめ、同九十九年の春にはセルビアードを伯林に遣はし、左しも頑固なる獨逸政府を説伏して南北鐵道の獨領、阿弗利加を貫申するを承諾せしめ、今や北はナイルの河口より南はケーブタウンの埠頭まで、所謂若が馬蹄の蹂躪に任ずの状あるに際し、アフリカンテ

黨の本國南阿共和國の常に英國を敵視し、動もすれば其大政權を障礙すあり
 其れ且つ此アフリカカンガル黨たる南阿共和國、オレンツワ自由國、喜望峯及ナタ
 ル植民地等に散在して其數最も多く、南阿の天地に於ては最大勢力たるもの
 あり、而して是等の間には米國に於けるモンロー主義の如く、「アフリカカン
 ルボンヤ」即ち「阿弗利加」の事は阿弗利加自ら之を處すとの主義を把持し、其
 氣鋭近ごろに至り日に益々昂揚し來れるものあり、其れ加之英國が南阿總督の
 根據たり策源たる可き喜望峯に於て、閣議は尙ほ議會の公首となり、今や其議
 會はアフリカカンガル黨多數を制し、其首領シライケルは現に喜望峯内閣議長
 の椅子に憑り、遂に同情を南阿共和國に寄するあり、其れ更にオレンツワ自由國
 を顧みれば、十餘年來南阿共和國と守、戰、同盟の約を立て、殊に現大統領スケイ
 ャンは最も熱心なるアフリカカンガル黨の一人にして、現に此國に於ける同黨首
 領たり、此人は夙にトランスヴァール及オレンツワを連ね、聯合共和國を起して英
 國に拮抗す可しとの主張者たり、其れ而して是等のアフリカカンガル黨が恃み
 て以て宗國とし根據とするは即ち南阿共和國たるなり。

「アフリカカン
ルボンヤ」

喜望峯に於け
るアフリカカン
ガル黨の首領
シライケル

オレンツワ自由
國に於けるア
フリカカンガル
黨の首領スケ
イヤ

南阿共和國は
從前より英國
の保護下に在
り、然るに其
の政治は英國
の利益に反し
て、英國の威
信を損ずるに
努むるが故に
英國は之を改
政せしむるに
決意す

故に南阿共和國を壓伏し、惟命是聽かしむるに非らざる以上は、苦心慘慮とし
 て多年經營せる阿弗利加大政略を成功する能はざるのみならず、意外の事變
 は其植民地なる諸島の裏より發生せんやも亦未だ知る可からず、是を以て南
 阿共和國に對し、チャンパーレンが一打撃を加ふるの機會を待ちしや、亦一朝一
 夕ならず、而して偶々政權問題の發するあり、是れチャンパーレンの大に乘した
 る所以なり、故に政權問題は從因にして、主權問題は主因なり、進みて而して
 之を首へば、主權問題も亦從因にして、阿弗利加大政略こそ主因なれ。
 是を以て兩國衝突の初より英國の決心は早く掩ふ可からざるものあり、チャ
 ンパーレンは夙に揚首すらく、英國政府は我國民がトランスヴァールに於て虐政
 の下に呻吟するを坐視する能はず、我政府は共和國に對し十分之が救済を求
 むるの權利あり、况や此權利たる英阿の間に締結したる千八百八十一年の條
 約の保障する所なるに於けるをや、今にして共和國に於ける不平と紛糾とを
 匡救せずば、南阿全體の騷亂を醸生するに至る可しと、以て眞意の存する所を
 察す可し。

英國の眞意や斯くの如く、英國の決心や亦斯くの如し、是を以て兩國の續執漸く其度を高むるや、アンバーレンは先づ喜望那の兵備を増加せり、曰く、近來アンバーレンの兵備大に増進せり、南阿平和の爲め、英國亦増兵せざるを得ざるなりと。但し是までは尙ほ常備の増加のみと托首せしが、六月に至れば早く非常送兵の舉を始め、七月に至れば軍隊兵器糧食彈藥の喜望那に輸出せらるゝもの續々たり、其状態も兩國の談判を眼中に置かざるもの、如し。此際殊に内外の人心を變かしたるは、八月三日英國議會の閉會に應み女皇の下されたる勅語中、南阿の時局に言及せられたる一節なり、曰く、

ト、ク、ン、ス、ゲ、ー、ル、に、於、け、る、英、國、臣、民、の、位、置、は、朕、が、ト、ク、ン、ス、ゲ、ー、ル、内、國、自、主、を、認、容、す、る、の、基、礎、と、し、た、る、均、等、待、遇、の、約、束、に、副、は、さ、る、も、の、あ、り、而、し、て、之、に、起、因、す、る、危、懼、は、恒、に、南、阿、地、方、に、於、け、る、朕、が、領、土、の、平、和、及、隆、昌、を、殆、か、ら、し、む、る、も、の、あ、り、と。

其措辭濃厚慎重にして露骨ならざるは、女皇勅語の體なり、然るに兩國の平和未だ破れざるの時に於て其勅語既に彼の如きものあり。而して十月開戦の

前に應みては、英國の軍隊は既に堂々として南阿共和國の國境を履せり、是れ南阿共和國が最後の通牒を以て非難せし所の如し。

英國の眞意決心彼れが如く、其戰闘準備亦斯くの如くなれば、南阿共和國たるもの亦如何ぞ躊躇せんや、五月英國より脅迫的の通牒に接受するや、南阿共和國政府は國民全體に對し豫め共和國の危急に應ずるの準備を爲す可き警告を傳へ、此に大に國民軍を發し、盛に之が動員を始めた。蓋し共和國に取ては、一國存亡の繫る所なれば、人皆所謂、烈英の暴横を思ひ、老幼婦女子に至るまで心を報國に盡ひ、國國の士氣大に振へり。

更にオレンツァ山國を觀れば、夙に北阿の國難に當りし、能ふだけ其紛糾の平和に終らんことを希望し、大統領メタインは兩國の間に周旋し、遂に五六月の間自由國の首府ブロームフンゲンに於て兩國全權委員の會議を開きたるも、英國過當の要求を固執して交譲せず、會議は忽ち破裂したり、是に於て乎戰の遂に避く可からざるを察し、南阿守戰同盟の議を思ひ、茲に隣國を助けて英に當るの意を決し、六月二十五日自由國の議會は、早く臨時軍事費を議決せり、當

時大統領スタインが議會に於ける公言に曰く、我自由國政府は北隣の友國に向ひ英國の要求を無限に容認す可しとまでは強いるを得ず而して此友國とは夙に守取同盟の約あり我自由山國は今日に選り單だ此盟約の命する所に據り最後の義務を全くするおらんのみと。是れより亦國民に警告し、大に取調準備に従事せり意氣も亦壯烈なりと謂ふ可し。

顧みて喜望邦を視れば同邦に於けるアフリカカンガル黨は概ね心を南阿共和國に寄せ陰に陽に之が庇護補助に力めたり、殊に今の同邦議會はアフリカカンガル黨の多数を制し現内閣議長レイトナルは之が首領たり是を以て南阿共和國の庇護補助上に更に赴からざる便宜を有したり。英阿の衝突漸く激甚を加へ英國盛に兵器彈藥を喜望邦に輸送するに當り南阿共和國も亦歐洲の一國と謀り兵器軍資を葡領アラゴア灣のロクランシーマルクス港を経て國內に輸入せんとしたるに葡國は英國の脅迫に會ひ其威力に懼れて埠頭通過を拒絶したり。然るに誰か思はん英國南方の根據たる喜望邦の内閣議長レイトナルは英領植民地の一地方を経て南阿共和國の兵器軍資のオレンヂ自由

喜望邦に於けるアフリカカンガル黨の同情

英領植民地を

經て南阿共和國へ軍資兵器の輸入

由國境内に輸入せらるゝを看過せり。是に於て乎喜望邦の英人黨は大に憤激し同黨の首領前内閣議長ゴルドンズブリッジは同年八月の同邦議會に於て盛にレイトナルの行爲を攻撃したるにレイトナルは平然として答へて言へり曰く平和の間に於て兵器の輸送は條約の許せる所なり誰か之を遏止するを得んや且つ今後不幸にして英阿開戦の場合に際せば我喜望邦植民地は能ふだけ中立の態度を探る可きのみと。此地方に於けるアールの情勢亦察す可からずや。

九月二十二日英國植民大臣キャンパーレンが談判中止と新提議報告との通牒を發し爾後一再共和國の催促に會ふも遂舊新議を提出せざるに會ひ共和國大統領クリーグルは英國の此舉たる曖昧の裏に時日を選延し意は専ら取調準備に費するに在るを察し慨然として此に決する所あり十月二日共和國の議會に臨み悲憤激越の演説を爲し戦の終に避く可からざるを宣言し最後に公首して曰く英國既に決意を示す共和國たるものは惟だ上帝の照覽し玉ふ眼前に立ちて應戦するおらんのみと。即日議會を無期閉會し直ちにアールト

南阿共和國議院の決心

共和國たるものは惟だ上帝の照覽し玉ふ眼前に立ちて

軍勢するあら
人のみ
オレンツ山
國最後の決心

リヤ及ワ、ハンケスナール府より數千の兵を發し、之を國境に送りたり。
オレンツ山國の大統領スタインも亦英國の前通牒の辭機を包藏せるを遠
視し、九月二十七日喜望邦太守ミルナーに移牒し、英國の一日も速に豫告の新
議を提出せんことを求め、併して北隣共和國の國境のみならず自由國の國境
にまで英國の軍隊をして逼迫せしめたるを責めたるに、タンパーレンはミル
ナーの手を経て同二十九日之に返電し、獨に共和國に答へたるものを以て自
由國に答へ、且つ云く、重大果敢の取調準備云々に至りては、畢竟南阿共和國
がフランスツァールを替じて一大陣營と爲し、爲に南阿全體及其主權國たる英
國の地位を危殆ならしむるに對する正常防禦に過ぎざるのみと。是に於て
平調停の途全く絶えられたれば、議會に問ひて亦断然開戦に決し、十月十一日英阿
の平和破れたるの日を以て、最後の通牒をミルナーに與へ、英國の處置は千八
百八十一年の條約に違反し、正義公道に背反するものと認むるが故に、オレン
ツ自由國は断然として、茲に南阿共和國に對する同盟の約を履行するものな
り。同日を以て更に宣言を國中に發し、英國の不正不義を數へ、南阿共和國

南阿共和國

亡の日は即ち
オレンツの自由
國滅亡の日な
り、南阿一致
して其れ増進
の戰英に當れ

開戦

滅亡の日は即ちオレンツ自由國滅亡の日なり、南阿一致して其れ殘暴の敵英
に當れど。
是に於て英阿の取調は閉ち開けたり、英國は先づ二萬二千の印度兵を發し、次
ぎて四萬二千の本國兵を發す、十月九日より印度兵はナタル港に上陸を始む。
之に對し、ツァールの南阿共和國の兵は攻勢的防禦の取調を取り、將軍ワーペル之
を率ゐ、機に先ち其兵進みてナタルの境上に入れり。

南阿の人物

馳々たる小國の統領相將を以て益々たる大國を敵とし、樽俎折衝未だ曾て國
威を失墜せず、假令死すとも尙ほ俠骨の勞はしきを見ん、茲に南阿共和國に於け
る主たる二三子の人物を概見せん。

大統領クリューゲルは千八百二十五年喜望邦のメスタンブルクに生る、同三
十六年英政の羅稅を逃れ同族の喜望邦を去するや、時に歳十一、作はれて北
方に遷る、爾後アンドレヤス、ブレトリユスに従ひてナタルに入り、ナタルを遷
はれてフランスツァールに遷るや、亦從ひて此に移れり、歳十六にして、故乎とな

大統領クリュー
ゲル

り、是より各地の戦役に従ひ、累進して一隊の司令官となり、メチンガストルームの戦に偉功あり、英名漸く顯はれたり。

千八百七十七年セアストーンが軍隊を率ゐてブレトリヤ府に入り、南阿共和国の稱を膺して軍にトランスヴァールとし、此地は英國の領土なりと布告するや、アールの政府議會交、起ちて之を争ひしも、力足らざして志を得ず、是に於て委員を倫敦に送りて其不法を駁へり、此際クリッゲルは選まれて、其一人となり、翌七十八年再び委員を倫敦に派するや、亦擧げられて遺中に在り、クリッゲルの名始めて歐洲に知らる。

千八百八十一年、英國の戦に克ちて南阿共和国を復するや、ブレトリクス及びイベルと共に三統領の一人となり、英國全權委員と合し、所謂ブレトリヤ條約を締結せり。同八十四年三たび全權委員となりて倫敦に赴き、特引折衝して茲に所謂倫敦條約を締結し、南阿共和国の獨立自治國たることを公認せしめたり。

千八百八十三年始めて、共和國の大統領に選舉せられしより、同八十八年再選

せられ、同九十三年三選せられ、同九十八年四選せられ、國國アールの興盛を以て十八年間常に共和國大統領の重權を握り、少々たる新造の一小共和國をして終に今日の地位に達せしめたり。

之を聞くクリッゲル人となり、剛毅にして勢力あり、湖越にして權界あり、篤く新教を奉し、所謂命を天に聽くの風あり、本年方に七十五歳に達すれども、老て益壯に大難に當りて挽まらず、事變に處して驚かず、智謀絶倫のチャンパーレンと辯難往復して毎に機宜を誤まらず、強大無比の英國と抗爭對立して、嘗て一步を退かず、豪傑の士と謂はざる可けんや、其の英國との開戦を決し之を議會に演説するや、慨然衆に告げて曰く、共和國たるものは、惟だ上帝の照覽し玉ふ眼前に起ちて應戰するあらんのみと、亦以て其の信念の存する所を看るに足らん。

君に七子五十餘孫あり、従ひて大小の國事ある毎に、君が家族の之に關與せざること無し、現に此六子は今回の戦に従軍し、前進黨中に在りて、國國の任務に服しつゝありと云、クリッゲルの如きは國士なる哉。

軍艦督ウィリアムは佛國より喜望峯に來住せしユグノー一族中所謂ナント立
 てリビエール・マリーベルの玄孫なり喜望峯のウィッカウンの傍なるガメゴ
 に生る亦アンドレヤス・ブレトリュスに從ひてトラノスツァールに遷り、夙に
 身を軍務に委ね、英國の戰に各地に轉闘し、早く驍名を得、終に軍艦督に擧げら
 る。

千八百七十七年英國悉まゝに共和國を横領するや、クリューゲルと一再倫敦に
 赴き、其不法を駁へ、之を叩へども省せられず、是に於てか二人常に獨立黨の首
 領たり、英のセオファ、ラヌ、シ、ジ、ストーン、ガ、チャ、ト、ウ、ル、ス、レ、イ、バ、イ、ト、ル、フ、レ、ヤ、イ、
 オ、ウ、ン、ラ、ン、ヨ、ン、等、交、誼、ひ、て、英國に服從せしめんと勉めたるも、節を守りて
 屈せず。

千八百八十一年將軍一たび呼號すれば、全國のアイール、普兵を執りて起てり、同
 年二月二十七日アママ、マ、バ、山の戰に百五十の兵を以て、ナタルの太守將軍コレ
 イが率ゐし七百の精兵を破り、殺傷生擒二百七十に及び、コレイも亦命を授け
 たり、是に於て英國亦其力制し、易からざるを悟り、共和國の獨立を承認す、將軍

乃ち三銃領の一人に擧げられ、所謂アレトリア條約を締結せり。

千八百九十六年ドクトル・セームソンが兵六百と機關砲二門を率ゐて侵入す
 るや、將軍兵一百を提げ、出で、ワバンテスプールの西方クリューゲル・スドルフ
 に遊撃し、一戰して之を破り、英兵一百をして、戰列を脱せしめ、セームソン以下
 多く之を生擒せり。是に於てか前きのアママ、マ、バ、山の戰と並傳へ、天下將軍の
 善く兵を用ゐるを稱せざるはあらず。

將軍屢英國に遊び、頗る英國陸軍の眞情に通曉せり、人となり沈深にして、果決
 なり、善く寡を以て衆を撃ち、屢奇功を奏せり、是を以て英國の人深く將軍を欽
 慕し、クリューゲルと并して之を國の雙寶とせり。共和國の制軍總督の任期は
 十年たり、將軍選まれて、常に其印綬を帯び、兼ねて副大統領たり、今回英國の戰
 闘くるや、將軍全國の軍事を統轄し、自ら出で、ナタル進入のアイール軍を指揮
 せり。

將軍幼にして父母を失ひ、家庭及學校の教育に於て兩つながら之を受くるを
 得ず、將軍の今日あるを得たるものは、自ら工夫し、自ら修養したる結果なり、故

に將軍屠人に對して曰く、余は未だ曾て三日以上の教育を受けたることあらざると、蓋し世上幾多の教育ありて爲す無きの士を冷笑せるなり。然れども夙に新教を篤信し、力行して忘らざる其の人と談するにも必らず書翰の語を引證すと云、是れ所謂「育必稱養蠶」の類なり、今則英阿の平和破れ、將軍自ら將として將に出でんとするや、衆に謂て曰く、勝敗は神意なり、共和國の存亡は逆め知る可からず、余は只だ鞠躬死して而して後ち休まんのみと、亦是れ所謂「盡人事而待天命」と欲する者なり、之をクリーゲルの慨言と並看する時は以て二人の人となりを知るに足らん。

將軍容貌樸野にして舉動疎放なり、然れども笑む時は嬰兒も狂觀み其の畏る可きと看ず、一たび出で、戰陣に臨むや、威は電霆の如く、敵に對して寛假する所あらず。セームソンの侵入するや、衆國のツール怒ること火の如く、人々敵を逐て甘心せんと欲す、將軍も亦其一人なり、既にしてセームソン以下概ね之を生擒せり、將軍一切之を死に置かんと欲す、大統領クリーゲル之を争へども聽かず、卓を圍みて論難徹宵、將軍の意始めて釋く、出で、士卒を以て曰く、隣犬

來りて我牧場に入り、我愛羊を殺す、今ま其犬を捕へたり、之を殺して甘心せん、平快は則ち快なり、然れども羊死し、犬も亦仆る事に於て、猶あらず、羊も隣翁に交渉し、損害を賠償せしめ、以て犬を還附せん、故、人々其れ之を擇べと、其胸襟も亦察す可きなり。

將軍今年正に六十九、精力尠も壯歳に減せず、人其力行を嘆稱せざるは無し、將軍の子、ハ、フ、サ、ー、ベル、亦夙に乃父の風あり、一軍に將として現に敵に當れりと云、將軍の如きは其れ馬伏波の亞流なる歟。

内閣總理ライツ は曾てオレンツァ自由國の大統領たり、後ち去りて南阿共和國に遷り、擧げられて内閣總理となれり、與、國の存する所以て、察す可し、英阿の紛糾以來、善く大統領を助けて、其機宜を愆らさず、亦一個の人物なり。

之を南阿共和國の三老とす。

大統領スタイン は千八百九十六年選まれてオレンツァ自由國の大統領に舉がれり、スタイン若くして大志あり、夙に英人の險梁跋扈を憤り、アフリカンデ、ル、ボ、ン、ドの熱心なる主張者たり、是より先き十餘年來南阿共和國とオレンツァ

内閣總理ライツ

大統領スタイン

自由國との間には守取同盟の約あり、スタイン、大統領たるに及び、更に其約を重ね、益之を鞏固にせり。英阿の葛藤生ずるや、スタインは自由國を以て兩國の間に周旋し、盛力到らざる所なし、意は南阿共和國の爲に難を排し、其獨立を保障し、兼ねて「アフリカ、カンガ、ルボ、ン、ド」に對し、一歩を進めんと欲するに在り、プローム、ファン、ナンの會議の如き全く君が力なり。而して英國道徳にして權を挟み、南阿の獨立を危くするを見るや、全國の輿論を靡きて主戰論に一致せしめ、終に守取同盟の約を守り、北阿の爲に兵を執りて起ち、力を之に費せしめたり、國人に發せし君が最後の宣言に曰く、南阿共和國滅亡の日は即ちオレ、ン、ド、自、山、國、滅、亡、の、日、な、り、舉、國、一、致、し、て、其、れ、殘、暴、の、政、英、に、當、れ、と。意氣も亦壯烈なりと謂ふ可し。

此兩國を外にし、喜望邦植民地の

内閣議長
ライナル

内閣議長、ライナルの如き亦一個の豪傑なり、身は英人の國に立ち、上には英皇、欽差の太守、ミルナーを置き、周旋には、ゴ、ル、ド、ン、ス、ト、リ、ン、グ、及、セ、ル、ル、ロ、ー、ドの如き強敵手を有し、ながら、善くアフリカ、カンガ、ル、ボ、ン、ド、黨を撻撻して、内閣議長の地

位に立ち、「アフリカ、カンガ、ル、ボ、ン、ド」の主張を模倣せず、英の敵國たる共和國の兵器を英の根據たる喜望邦より容れしめたるに觀ても、亦其勢力を察す可きなり。

第四篇 南阿概論

南阿概論

二種以上の民族を混一し、鑄冶熔合して更に一新民族を生出したる、古より其史に乏からず、然れども其遠きものは數千載の上に溯り、其近きものも數百年の下に降らず、而して之を今世に根を植ることを得たるものは、其れ南阿の新民、アールなる乎。アールなる者は、蘭人及佛人の後裔なり、兩人種の祖先、移住せし以來、此に二百餘年、習慣、風俗、嗜好、宗教、人種を混一し、而も民族固有の特質たる蘭人の堅忍と佛人の英果とは、兩ながら併して之を遺傳せり。加之南阿地方に於る、寒暖の激烈なる、新來民の堪へ難しと爲す所なるも、移住の久しき世を易し人を代え、今は則ち土着の民たれば、身體既に氣侯と一致し、遂も之が

アールの原由

南阿の概論

プールの特性

プールの素直

プールの勇

使者を殺らず、地理学者クレルク容て曰く、南阿の隆冬たる七月の比ほひには朝夕は零點下五度に降り、寒威膚を刺すが如く、日午よりは零點上廿五度に昇り、炎熱爐に坐するが如し、激熱彼が如き氣候に耐へんには、強壯健全なる身體を要す、是に於て乎プールありと、此首これを待たり。

余のプールを知る僅に二人、其人皆身長六尺許り、難實にして剛毅なり、之を南阿に避びたる人に質すに、プールの骨節性質と概ね昔斯くの如しと云。夫れ其身體や長大にして強健に、其性質や堅忍にして、英果なり、若し之に十分の教育を以てせん乎、開ふ所の鬼に鐵棒なり、天下之に敵する莫けん、獲爾たる小邦を以て、堂々たる大英を敵とし、敢て畏懼するあると無きもの、亦宜なる哉。

抑、「プール」は開闢「百姓」の族なり、蓋し此新民たる、來住移植以來、専ら農牧を以て業と爲し、幾ど其他を顧みず、故に人呼びて「阿弗利加百姓」と爲す、プールの稱ある所以なり、フビュヌフロー曰く、開闢の二族相合し、而る後も阿弗利加百姓プールあり、彼や實に優等の植民たり、今日に至るまでに、鑄に己に喜望邦を開き、ナタルを開き、オレンヂヤを開き、トランスヴァールを開き、而して今も尙ほ

歐洲文明の光

所謂「惡英」

マガミ湖畔に彷徨し、進みて將に阿弗利加の中心に達せんとせり、彼は歐洲文明の先驅前衛なる乎、何ぞ其前進の勇猛なるや、若し其倫を古史に求めば、沙漠を跋渉せし、イスラエルの諸子に似て、而も尙ほ未だ其本國に達せざる者乎、彼が英人を憤怒する、深く其骨髄に入れり、彼等の所謂「惡英」フランドル、シム、なる無限の威嚇は、其れをして常に英政の羈轡を脱出せしむと。

願ふに困厄の民も亦多し、然れども余未だプールの如く困厄に遭へる者を見ず、其の南阿に移植せしより且つ二百五十年、ケーンを開けば、ケーンを棄はれ、ナタルを拓けば、ナタルを棄はれ、オレンヂヤ及トランスヴァールに歸すれば、亦從ひて逼迫を受く、而して其の到る處に、迫躡し、窮蹙、逼迫を遂くする者は、則ちアングロサクソンの族なり、且つ其れ僅に最後の地に達し、漸く獨立の基礎を定め、此に安身立命を托せんとすれば、更に内より之を亂さんとす、其の内より亂さんとする者も、亦同じくアングロサクソンの民なり、彼が英人を憤怒し、憎して「惡英」と稱するもの、亦宜ならずや、况や其物には毎に土蠻と戦ひ、猛獸と闘ひ、洪水、飢饉、疫癘、困憊と相闘ぐの憂患ありしに於てをや。

フーロ又曰く、積勢の驟移する所、獲得なる國民的眞慣習となりたるものは、則ち遷居移住なり、遂し威迫者に會ふ毎に其莊園を棄て、其住居を離れ、其家族を申る其家畜を驅り、滿目蕭條未知未到の郷に直前勇往するを辭せず、而して何物か其れをして此助力を起さしむ、曰く「安全の地を求め、自由の郷に移らんのみ」の一語、即ち是なり、遷居又遷居終に「アール」をして、漂泊的生活の好僻を成せしむ、是に於て、平彼等が先天的固有なる社交、仁慈等の美性は依然として失墜すること無きも、漸く都會の生活を厭ひて、田舎の棲居を好み、終に離群索居の僻習に傾向せしむ、是れ綿々不斷なる隣國の威迫の馴致せし所なりと、我其しからずや。

今回發したる交戦の近因たる之を内にしては所謂「アフリカ、カンゲル、アール」に同化せる者之を「アフト、ウイトラ、ンゲル」を以て外人との争なり、農牧民と商工民との争なり、順ふに南阿の共和國に於て其人員を較ぶれば前者の數尙は後者より多しと雖も、其富力を較ぶれば前者は固より後者に及ばず、况や後者の狡智、爾才に富めるに於てとや、故に、一朝後者の要請を容れ、其共和國の參政権及選

全軍を率りて
四萬六千

舉權を直ちに賦與せん、平前者が百年苦戰して獲得したる獨立の國鈞は、永く後者の掌握に歸せんのみ。而して之を外にしては後者の本國たる英國の脅迫干渉あり、是れ此英國たる二世紀の久しきに亘り常に「アール」を震撼するものなり、即ち所謂百年の深難たり、今ま一旦深難の干渉に聽き、其の求むる所の如くせん、乎無限の干渉は是より相繼ぎ、一國の自治權すら終に失墜するあらんのみ、是れ實に「アール」の死生問題なり、共和國の存亡問題なり、アフリカ、カンゲルたる者之を奈何ぞ死力を出して争はざるを得んや。

惟だ夫れ彼等が願みて以て戦を宜する素力如何と願みよ、全國民中より十六歳以上於ては十八歳以上六十歳までの男子にして兵役に任へ掛べき者を舉り、南阿共和國に於て二萬六千、オレンツァ自由國に於て二萬を得るに過ぎざれば、兩國の兵を合して總計四萬六千を出でず、是より以外に後繼なき四萬六千の兵を以て、堂々たる強大の英國を敵とし、敢て逃避する所あらず、其忠魂、義膽、並感するに堪ふ可けんや。

アールの自持

然りと雖も「アール」も亦自ら恃む所のもの無くば、あらず、「アール」及「アール」に同

化せる白人即ち所謂アフリカンアル中には夙に「アフリカンアルボンド」主義の發生すあり其氣概は近ごろに至りて益増り南州の天地に磅礴せるものあり是れ猶ほ米洲に於ける「モンロー」主義のごとく、阿弗利加の事は阿弗利加自ら之を處せんのみといふに在り是等の黨派はトランスヴァール及オレンヂの二共和國より喜望邦一帯に達なり三國を逼じて一大聯合共和國を興し英國の勢力を南州の地方より排斥するを以て目的とする者なり。今ま夫れ喜望邦に在る「ブール」は二十三萬に及び其中五萬は雇傭の兵たる可き者なり其他ナタルにも亦遺留の「ブール」甚なしとせず是等も亦隠然たる英の一敵となり遂かに同情を兩共和國に寄するあり是を以て兵器軍費偵察間諜細作救護率斂龍威等に於て「ブール」軍の利便を得る固より少と爲さず現に英將ガタケルの軍敷隊の爲に懸誤せられ一軍敵に落ちたりといふ近報に觀ても亦察すべきものあらん。

ブールの善戦

且夫れ「ブール」の善く戦ふ前には百五十を以て英將コレイが精兵七百を破りコレイを始め此二百七十を殺傷生擒し味方の死傷は十一に過ぎず。後も

には軍に歩兵一百を以てゼームソンが歩砲隊成の兵六百を要し巧に彈雨を集注して敵の二砲をして寸効なからしめ終に英兵一百をして戦列を脱せしめゼームソン以下數百を生擒せり而して味方を失ひしは僅に二人に過ぎず。其中一人は味方の過誤に由りて仆れたるものなれば敵に死したるは單だ一人のみなりしと云。是故に「ブール」は平素強く自から信する所あり強敵を見て畏れず大兵に會して亂れずと聞く。

加之今の世界に於て最も宗教に熱心なる國民はと問はれ恐らく「ブール」の右に出づる者無かる可し蓋し彼は凡百の事皆神意に出づと爲す是を以て其父祖以來幾多の憂患に會ふあるも睨て以て神の斯民を試みる所と爲し皆に斷へ難を忍びて毫も心志を挫折せず所謂毎經一難一倍來の勇を奮はざるはあらず夫の恐英の暴力に抗するが如き即ち神の命にして屍を戰場に横ふるは即ち神命に對する最後の奉効と爲す。故に「ブール」は曰く共和國たるものは惟だ上帝の照覽し玉ふ眼前に起ちて應戰するあらんのみと「ブール」は曰く勝敗は神意なり共和國の存亡は逆め知る可からず余は鞠躬死して而し

て、後ち休まんのみと、是れ二人の一家言ならず、即ちアール全體の志なりといふも亦又不可なけん、以て知る可し、彼が強敵を見て畏れず、大兵に會して亂れざるが如き、獨り其勇敢精神にして善く戦ふを恃めるに由るのみならず、ことごと。

大れ、其民となりや、斯くの如く勇敢にして且つ精銳に之に加ふるに、信教の道念、報國の熱心、其五内に充溢すあり、之に加ふるに激烈なる氣概に慣れ、習ひて以て常とすあり、之を用ゐて天險に據り、長航遠沙の英兵を待つ、英軍たるもの豈困難ならずとせんや。

今回の戦局將に開けんとするや、クリューゲルは新約克の同情者に電報して曰く、英國にして全然南共和国を屬國たらしめんと欲するあらば、吾人は英國をして全世界の人類を驚駭せしむるほどの高價を拂はしむ可きのみと誓必ずしも其の誇言ならざるを知る。

惟ふに露に英相チャンパーレンをして少しく其意を下し、辟々としてクリューゲルと議り、事に調停に従はしめば、今日の如き大難を挑發せず、英國の勢力とし

クリューゲルの言

チャンパーレンの南弗利加政略

て一步をラムボ、及ヴール兩河流域地方に進むるを得たりしならん。然りと雖も英國の南弗利加政略を事とせるは一朝一夕の故に非ず、殊にチャンパーレンの植民大臣となりしより以來、鋭意此政略を事とし、南北縱貫鐵道の大計畫を定め、意は一舉して南弗利加大陸の大分を收め、之を英國の手下に掩はんと欲するに在り、佛國と楯楯折衝してナイルの上流、フレグを收めたるも、之が爲なり、獨逸と交渉往復して獨領植民地に鐵道敷設權を得たるも、之が爲なり、是を以て北は亞歷山の港口より、南は喜望峯の海角まで、謂ふ所の任君馬蹄之蹂躪の状あるに類し、アフリカ大陸の宗國フランス、ヴールの常に英國を敵視し、動もなれば其大政略を沮碍すあり、且つ大れ今に於て一鞭之を痛撫し、其氣鋒を碎折するに非ざれば、彼の所謂「アフリカ大陸ポンド」は立地に横生し意外の事變は南方の重鎮喜望峯の懸崖の高より發せんやも亦未だ知る可からず、是れチャンパーレンの參政權問題を捕捉して突進圖入せし所以なり、余故に曰く參政權問題は從國にして主權問題は主因なり、主權問題も亦從國にして、南弗利加政略こそ主因なれど。

是故に英國の南阿列斯に對する初より一戰の避く可からざるを豫期せしなり但
 だ其事前に當り歐洲の大陸は十萬の兵を用ゆるに非ざれば英國の目的を達
 する能はざるべきを謂へり然も當時に在りては英國少しく敵を輕せしもの
 に似たり而して今日に至りては歐洲大陸の兼見せし所の如し終に十萬の大
 兵を用ゆるの已むを得ざるに至りたり果してクリーゲルの言の如し英國は
 全世界の人類を驚駭せしむるほどの高價を拂ふ可きのみ是に至りては流石
 のチャンパーレン亦多少の悔恨なきを得んや。

然りと雖も勢の驅將も去る所英國既に意を決し大兵を動かす結果を觀され
 ば止まざる可し但だ其交戦は尙ほ長きに亘らん乎長きに亘らば世界の何處
 にか更に一新變象の發するわらんも亦未だ知るべからず其の發するは東歐
 西歐國人其れ之を思へ。

強者の權利のみ權利なる歟

アングロサクソンは吾輩の他人なり、アフリカ大陸も亦吾輩の他人なり、今
 ま此アングロサクソンとアフリカ大陸と南阿列斯の地に於て衝突す、誰にか興
 みし誰をか排せん、吾輩は人として日本人として惟だ正義に興みせんのみ、而
 して正義は兩者の何れに在るや、是れ吾輩の此に觀察せんと欲する所なり、
 東亞と南阿列斯の相距ること數千里、謂ふ所の風する馬牛も相及ばず、惟ひて
 英阿の衝突に就きては、邦人の之に論及する者太だ稀なり、而して偶、これわれ
 ば獨り強者の主張と行爲のみを是認して、弱者のそれを排斥す、是れ獅子と綿
 羊との争論を傍者側聞して、獅子の云爲に同意するに異ならず、フアンテンの
 爲に嗤はれざるもの幾ど稀れなり、インソンの爲に笑はれざるもの幾ど稀れ
 なり、他日英阿の時局史を草する者あり、世界の輿論を蒐收する時、惟一なる彼
 氏の論を觀なば、將に言はんとす、日本人は獨り強者の權利をのみ權利とする
 者なりと、吾輩は人として之を恥づ、日本人として之を恥づ、是れ吾輩が相争ふ

兩國に對し日本人として正義の在る所を觀察し、墨痕を留めて異口に遺さんと欲する所以なり。

アスコアガマの發見以來千年足跡未到の地たる喜望峯に上り、先づ此地方に植民し、先づ此地方を開拓せし者は、アングロサクソンなる歟、ブールなる歟、曰くブールなり、無主の地を取りて之を收めなば、其土地所有權の歸す可き所は、先占者なる歟、後占者なる歟、曰く先占者なり、然れば則ち千七百九十三年ブールが此に共和國を創建せしに當り、阿蘭を除くの外、誰か之に故障を容るゝの權利ある者ぞ、而して英國は之を打破して、其地を奪ひたり、是れ正義を重んずる國の行爲とするを得る歟、但し此舉は阿蘭の爲にし、といはれ、暫く其口實を寛假せん、然も其實阿蘭の爲にし、に非ざることば、何人と雖も之を認むるを得ん。

ブールが英政の暴政を脱し、ナタルを拓きて此に國する、是れ英國の權利々益に對し、果して何の毀損する所ぞ、而して其の制服し、離き、土蠻を制服し、一國を

營の基礎を立つるまでは知らざるまねして、之を看過し、漸く經營に就かん、とす、るに及べば、亦從ひて之を逐ふ、英國の正義何處にか在るや、曰く英國は千八百二十四年來、ナタルの保護權を有せりと、而も是れ夫子自ら有せりと、言ふのみ、饑饉デングァーの殘暴を逸くするや、英人の植民は殆ど逃遁盡き、メルバンの一港隱約の間に僅に英國勢力下に遺存せしやを認むるのみ、保護權の實安んか、在る、且つ此ブールがナタル地方の獲得は、ブールの主長ルチエフ之をデングァーに得、ブレトリユス次ぎて之をデングァーの後嗣ハンダに得たるを、或るに由りて之を看よ、當初ナタル占領の事實は、アングロサクソンに多し、とする歟、抑、ブールに多し、とする歟、智者を待たずして知る可きに非ずや、但し此地よりブールを退逐したる、尙ほ多少の口實あれば、亦此口實をも寛假せん乎、ブールが轉じて内地に深入し、トランスバールに國するに及び、之にまで窘迫せざる可からざるの道理を、英國は何處に有するや、加之ブレトリユスの首を萬金を懸けて募りしが如き、諷刺時代の支那古史中にこれあるより、外未だ曾て見ざるの行爲なり、斯かる厭ふ可き非人の爲を犯し、敢て耻づる無

ま、も、の、は、彼、れ、堂、々、た、る、可、き、英、國、な、り、且、つ、ア、ー、ル、が、此、に、國、せ、し、よ、り、三、十、年、英、國、は、一、旦、其、國、政、の、自、治、を、認、め、な、が、ら、千、八、百、七、十、七、年、に、至、り、兵、力、を、以、て、フ、レ、ド、リ、ヤ、に、入、り、ア、ー、ル、を、威、壓、し、て、其、自、治、を、蹂、躪、せ、り、何、の、方、面、よ、り、其、正、義、を、認、む、る、を、得、ん、や、之、を、歐、洲、常、時、の、輿、論、に、順、よ、フ、ラ、マ、ン、其、他、大、陸、公、法、學、者、の、社、會、は、海、牙、に、比、律、悉、に、會、議、を、開、き、盛、に、英、國、の、無、道、を、數、責、せ、し、に、は、非、ず、や、而、る、も、數、責、せ、し、者、の、見、獨、り、譯、り、て、英、國、の、舉、尙、は、正、な、り、と、謂、ふ、歟、眼、球、に、釘、せ、ず、腦、漿、に、異、狀、な、き、者、は、皆、應、に、然、ら、ず、と、謂、ふ、な、る、べ、し、

言、ふ、者、は、將、に、言、は、ん、と、す、今、回、衝、突、の、曲、直、は、今、回、衝、突、の、事、實、に、於、て、之、を、斷、す、可、し、と、然、り、然、り、吾、輩、も、亦、是、を、以、て、之、を、斷、せ、ん、と、欲、す、る、者、な、り、唯、だ、現、在、は、斯、く、の、如、し、と、斷、す、る、前、に、過、去、は、如、何、な、り、し、か、を、潮、觀、せ、し、に、止、ま、る、の、み、而、し、て、現、在、の、事、實、は、即、ち、如、何、言、者、は、曰、く、ト、ラ、ン、ス、ヴ、ー、ア、ー、ル、に、は、三、十、二、萬、の、白、人、種、あり、て、其、一、半、は、ア、ー、ル、に、屬、し、他、の、一、半、は、ウ、イ、ト、ラ、ン、ゲ、ル、即、外、に、屬、す、而、し、て、ア、ー、ル、の、多、く、は、農、業、に、従、事、し、無、教、育、に、し、て、文、明、の、新、空、氣、を、受、け、ず、凡、庸、狹、隘

に、し、て、偏、用、な、り、之、に、以、し、て、ウ、イ、ト、ラ、ン、ゲ、ル、は、多、く、近、ごろ、歐、米、よ、り、渡、航、し、鐵、業、に、従、事、し、相、當、の、教、育、あり、て、活、潑、銳、進、の、氣、象、に、富、め、り、而、し、て、政、府、收、入、の、大、分、は、是、等、外、國、人、の、納、む、る、税、金、も、て、充、た、す、に、拘、ら、ず、立、法、權、は、全、く、ア、ー、ル、に、於、て、專、有、し、外、國、人、を、し、て、選、舉、に、與、ら、し、め、ず、從、ひ、て、外、國、人、に、不、利、益、な、る、偏、頗、の、法、律、の、み、制、定、せ、ら、る、は、是、れ、紛、議、の、由、り、て、起、る、所、な、り、と、是、れ、英、人、其、ま、の、語、氣、な、り、夫、れ、其、教、育、の、度、に、於、て、は、ア、ー、ル、一、歩、を、ウ、イ、ト、ラ、ン、ゲ、ル、に、輸、す、る、も、の、あ、ら、ん、然、れ、ど、も、宗、教、を、篤、信、し、て、道、を、樂、み、命、に、安、ぜ、る、質、樸、な、る、農、牧、の、人、民、と、拜、金、を、宗、旨、と、し、て、利、を、乞、し、險、を、冒、す、狡、獪、な、る、礦、業、の、人、民、と、は、人、道、よ、り、見、て、何、れ、か、入、ら、し、い、と、爲、す、や、而、し、て、ト、ラ、ン、ス、ヴ、ア、ー、ル、の、如、き、財、源、少、く、且、つ、強、國、よ、り、絶、え、ず、脅、迫、せ、ら、る、一、國、に、在、り、て、は、國、家、の、收、入、を、國、中、の、最、も、有、利、な、る、事、業、よ、り、備、む、る、は、亦、已、む、を、得、べ、か、ら、ざ、る、も、の、な、り、ア、ー、ル、の、建、て、た、る、國、に、於、て、立、法、權、の、大、分、が、ア、ー、ル、に、屬、す、る、は、當、然、の、み、外、國、人、を、し、て、選、舉、に、與、か、ら、し、ず、と、い、ふ、は、惡、計、な、り、其、和、國、憲、法、は、明、か、に、歸、化、外、人、の、參、政、權、享、受、を、規、定、せ、り、但、だ、其、規、定、の、少、し、く、高、價、な、ら、ざ、る、や、の、說、あ、る、の、み、是、を、以、て、彼、を、責、む、亦、是、れ

狡猾なる投機者の餘流歟。

言者は曰く、南阿共和国の参政權を有する者果して十六萬のアイールならば尙ほ可なり、實際之を有する者は彼に非ずして二千に内外する新來の阿蘭人なり、且つクリーゲルが在職の久しき之と結托し、種々の惡弊を生せり、是れウイトランアルの英國人が頗りに本國政府に具情して一鞭撻を加へんことを懇請して止まざる所以なり、英の植民大臣チャンパーレンが民主政體なれども共和國に非ず、是れ寡頭政治のみといふもの亦之が爲なり、故に南阿の事情に通せる國は漸く同情を冷却せりと、亦是れ入らざるの世話なり、英國に在りては南阿を醜証せんが爲に然か育ふの必要もあらん乎、然れども蘭人の南阿に歡迎せらるゝは、猶ほ英人の済洲に加奈陀に歡迎せらるゝがごときのみ同胞相依り、其能者に政權を委ぬるに於て、何の不可かこれあらん、抑アイールは一般のウイトランアルを嫌厭する者に非ず、嫌厭する所はウイトランアル中のアングレル、レマンのみ、彼等は二世紀の久しきに亘り、常に英人の窘迫に困り、故に彼等の所謂「ブルド、エント、アングレル、レマン」即ち惡英の威念は、先

的に遺傳し來れるものなり、加之近くはセームソン侵入事件を如何と爲すや、
 ウ・ハンテスプールに在る英人の野心は單に其市の公民權を得て南阿共和国の政權に參與せんと欲するくらゐに止まらず、ランド全州を擧げて英國の手中に收めむと欲するより出でたるものに非ずや、若し之を否らずといは、當時の發願人は即ち誰と爲す、其のセル、ロッドたることは十目の觀る所、十手の指さす所、嚴として掩ふ可からざるものあり、而して其のロッドは現にチャンパーレンと表となり、裏となりて、阿弗利加政界に従事しつゝ、あり、試に地を易え吾人をしてアイールたらしむるも、亦英人に戒心せざるを得んや、故に共和國が英人に對し参政權の擴張に躊躇するは、英人の自強自得に由るのみ、之を觀て何れの國か同情を共和國に失ふものあらん、東亞と西歐との遠隔せるに乘し、チャンパーレンの口吻を學びて、吾人を瞞せんとすること勿れ。

然らば主權問題に就きては、何れの主張か正義なるや、吾輩は此に英蘭の間に締結せられたる千八百八十一年のブレトリヤ條約と同八十四年の倫敦條約

とを一顧せざるを得ず、遂し南州共和国は千八百八十一年英國に克ちてブレットリヤ條約を制し、内治獨立の基礎を据えたりと雖も、其條約中には尙ほ内政干渉の餘地を留めたり、是を以て多年英國と交渉する所あり、終に千八百八十四年の倫敦條約に由り、一切此干渉權を排除し、完全なる自治權を承認せしめたるものと認む可きものあり、請看よ此最後の條約の豫備として千八百八十三年十一月十四日を以て共和国全權より英國全權アルバーニー卿に致せし公文中に「共和国は當に千八百八十一年の約定中の或約款に對し、反對なるのみならず、該約定全體に對して、反對なる旨を宣明す……」とあり、而して英國が之を斥却せず、同八十四年倫敦條約を協定したるを見れば、前條約は改訂せられたる條約に由りて廢棄せられたる知る可きなり、加之同八十四年二月二十八日附を以て喜望邦太守より共和国に移したる公文中南州共和国は其内政に關し、オレソンの自由國と同様に全然自治を享有す可く、該條約第四條に從ひ英國の權利は全く共和国の外政を監督するに限らる可しといへるあり、共和国自治權の公認せられたるや久しと謂ふ可し、然るにチャンパーレンの干渉權を主張す

る、主として重きを八十一一年のブレットリヤ條約に置けり、是れ豈死灰を掘して之を再燃せしむるものに非ずして何ぞや、是に由りて之を觀よ、今四衝突の主因たる干渉權の有無に對し、正義の在る所も亦瞭然火の如きものあらん、顧みて之が從因たる參政權賦與年限の争點を觀よ、共和国は由來九年制を主張したるに拘はらず、終に七年制にまで譲歩せり、當時大統領クリーゲルが議會に於ける答辯は、共和国の國情を察す可きものあり、曰く、嘗にプロシヤ・シテンの會議に於て英國全權・ルナーの主張せるが如く、之を五年とせん乎、共和国市民は終に外國人に屈伏せられんのみ、然れども九年は長きに失するやの觀ありて、外人の權利を監視するに似たり、故に此際七年制を定め、英國一切の故隙を除斥し、且つ共和国の獨立を危くせずして、以て世界の同情を博するを得んと、果せる哉、歐洲大陸の新聞は同調に之を贊し、獨逸の「ウオックス」の如きは乃ち言へり、南州共和国に對する利害の關係は佛領露と雖も敢て英國に譲らず、新法に據りて參政權を得べき人民は幾ど一萬五千人ありて、其内州を問へば當に英人のみならず、佛領人も亦た多し、何ぞアールの爲に眼

伏せらるゝを恐れんや故に此際、チャンパーレンにして更に争闘を俾らざば、英、兩、國、の、紛、糾、は、故、に、全、く、根、絶、せ、む、の、み、と、輿、論、の、在、る、所、亦、察、す、可、か、ら、ず、や、彼、れ、喜、望、郭、太、守、ミ、ル、ラー、の、如、き、は、熱、心、な、る、チャンパーレンの代表者なり、其、ミ、ル、ナ、J、す、ら、ア、ロ、ーム、フ、ォ、ン、ソ、ン、の、會、議、に、先、ち、英、國、は、六、年、ま、で、讓、歩、し、て、は、如、何、と、の、電、報、を、發、し、訓、令、を、チャンパーレンに求めたるに觀ても、何れの主張、か、最、も、道、理、あ、る、や、を、付、度、す、る、に、足、ら、ん、而、し、て、チャンパーレンの訓電を如何、と、爲、す、や、曰、く、會、合、に、當、り、て、先、づ、第、一、に、參、政、權、問、題、を、以、て、應、答、す、可、し、彼、れ、直、ち、に、俯、伏、せ、れ、の、み、と、是、れ、宛、然、た、る、綿、羊、に、挑、取、せ、る、獅子の首行に非ずや、之、を、看、て、尙、ほ、英、國、を、理、わ、り、と、す、る、者、は、即、ち、強、者、の、權、利、を、の、み、權、利、と、す、る、者、な、り、

言者は又オレンツァ自由國が南阿共和国と共に兵を執り英國に抗するに至りしを觀て、専ら大統領、ス、ク、イ、ン、が、野、心、の、結、果、に、歸、す、是、れ、亦、英、人、の、爲、に、代、言、せ、ん、と、欲、す、る、も、の、歟、ス、ク、イ、ン、は、自、由、國、と、共、に、當、初、よ、り、兩、國、間、の、平、和、を、希、望、し、爲、に、調、停、に、盡、力、し、た、る、其、れ、幾、何、と、爲、す、や、ア、ロ、ーム、フ、ォ、ン、ソ、ン、の、會、議、の、如、き、全、

く自由國并スタインの誠意に出たる結果に非ずや、而して英國の眞意は初より平和に非ず、南阿一を讓れば英國は二を求め、二を與ふれば更に三を強ゆるものあり、共和国の忍ぶ能はざると共に、自由國も亦断念せざるを得んや、而して既に調停に断念すれば、南アル國の間には、夙に守取同盟の在るあり、共和国を助けて兵を執るは、固より當然のみ、安くにかスタインの野心を認めんや。

且つ英國と自由國との間は從來莫逆の交際ありしといふも、是れ單だ自由國が弱小に顧み、涙を呑みて忍ぶ可からざるを忍びしが、爲に平和なるを得たるのみ、例へば彼の金剛石鑛の所在たるケリカウソドの如き、オレンツァ及ツァール兩河の會流に抱かれ、其地の自由國に屬す可きは、自然の地理に觀ても、首肯す可きに非ずや、而るに英國は千八百七十一年一回の交渉を、だに用ひず、兵力を以て之を横奪し、之を喜望郭の屬領とす、之に對し自由國其無道を争へば、乃ち云く、是れ付てカッフルの酋長より讓與せしめし地方なりと、金剛石鑛發見せられざる間は自由國の版圖とし、一たび之を發見する者あれば英國の領内と

主張す是れ正義を重んずる國の行爲なりと爲す歟。故に自由國の宛を呑み候と積む一日に非ず否らざれば今回の戦局の如き實に一國の存亡問題たるは人々の齊視する所。君主國たれば去來知らず、轉乎たる共和國にして世一人の野心に徇へ、存亡を賭して動くものあらんや。

嘗てはいふ、南阿共和國は最後の通牒に於て、尙ほ平和の情態を保つの日に當り、全然英皇の主権内に属する海上に在る英兵の進退までを請求したり、故に共和國は列國の同情を失ひたりと、是れにして果して列國の同情を失ひたる歟。英國が談判中止の通牒と共に新議の提出を豫告しながら、之を提出せずして時日を遷延し、其間の時日を戦闘準備に供したるは、列國の同情を得る所以と爲す歟。ブロームフォントンの會議以前より軍隊兵器を南阿に輸送せしは列國の同情を得る所以と爲す歟。自家の準備は斯ばかり急ぎながら勸國を脅迫し、共和國の兵器軍費をアラゴア灣より上陸せしめざるは、列國の同情を得る所以と爲す歟。

英人ならば抵敵の對手なり、南阿の南共和國に對し之を醜証するも、習く之を

寛假す可しと雖も、身は局外に在りて、而も正義の標準に照し、英阿の曲直を批評しながら、獨り英國の舉を正當視するあらば、吾輩は北人の腦中に正義なるものを認識せるや否やと疑はざるを得ず、畢竟他人の正義を認識せると否らざると、吾輩と元と相關せず、固より之を問ふの要あらず、但だ英阿の時局に就き今日に至るまで未だ觀る可きほどの評論に接せざるに、偏らば、われは獨り強者の権利のみ権利とし、強者の主張に従ひて、其首を布帛す、吾輩人として日本人として深く之を恥づるものあり、聊か此にこれを言ふ、
稱して吾輩といふは、私かに任する所あり、敢言するを辭せざる所以なり。

新 建 國 終

明治三十三年二月廿九日印刷
明治三十三年二月廿二日發行

定價金貳拾錢

著 者 福 本 誠



發 行 者 大 橋 新 太 郎

東京日本橋區本町三丁目八番地

印 刷 者 石 川 金 太 郎

東京日本橋區西紺屋町廿六七番地

印 刷 所 英 會 社

發 兌 元 東京日本橋區本町三丁目 博 文 館



文學士木寺柳次郎君著

三 中等 西洋歴史

全登録上製 正金七拾錢 郵税金拾錢

本書の著者教授の時間を斟酌して繁冗は流るゝを防ぎ成べく上世を簡略にして近世に至るに従ひ漸く精細ならしめ、固有名詞の發音は其時代と國々に従ひ、多く精巧なる地圖と繪圖とを挿入し西洋歴史を一體として説くことに三たび意を致せり是等即ち本史の特色にして、從來世に於る萬國史に異なる所なり。

文學士木寺柳次郎君著

三 中等 東洋歴史

全登録上製 正金八拾錢 郵税金拾錢

舊に西洋歴史を出して教育社會の好評を博したる木寺文學士が幾多の日子を費し、公私の圖書館を搜索して材料を收拾し、西洋歴史と同一なる主旨方法注意を以て之を案配調理せるものなれば著者が二史を併見する者、庶幾くは世界史の大勢に通ずるを得ん。

文學士高山林次郎君著

三 世界文明史

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

文明史は人類生活の統一の歴史なり、歴史の編纂の精神は是よりして變了せらるゝ、本書は殊小有史以前の民族に起り、傳國革命に至る迄を成るに在りて五洲として消長存亡の歴史を政治の上より東西歴史の關係を論じて撰ばし。

文學士吉國藤吉君著

西洋歴史

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

著者大學にありて西洋歴史を専攻せられた其學識を究め地歴も深厚なり且各世紀に於り其興廢存亡の跡を明瞭ならしむるに於て先人未だの著述を見れば其著者にして無類の智識を開明せしむるならん史家唯一の要所といふべし。

文學士木寺柳次郎君著

日本歴史

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

本邦史の上梓する者多しに、本書は從來の編纂と大に其方法を異にし其事實を採りしものは此に據るべき編纂の體裁を採らぬ。未だ定説なき者は先哲の說を採らざるも必要なる制度は精確に依る事實に據る其宜しきを得たり。

文學士有賀長雄先生著(第四版)

帝國史略

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

本書は著者が多年講究の餘に出でたるものにて、主として日本國民の編纂に於ける原因結果の次第を明かにせるもの、事實は一に正史に據りて最も正確に行文は簡明にして流暢なり、一讀帝國史の要領を得るに於て物を著中に採るが如し、實に帝國史中無比の良冊なり。

英國ロバート・マツケンジー氏著

十九世紀史

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

學問の進歩自由主義の發達、學問應用の器械、船舶鐵道の發明實行を始め、列國政治の變更、社會の進歩に至るまで僅々一百年間に於て至大の變化進歩を爲し世界を舉げて殆んど全く舊態を一換したるは實に常十九紀にあり、故に十九世紀の歴史は最も興味あり最も利益あり最も變化ある好歴史にして、人を啓蒙せしむべきもの甚だ多し、本書は英國碩儒の近著にして世界第一層の好書なり。

文學士中原貞七先生著

中等 萬國歴史

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

著者は既に歴史編纂に専見するの士なり大いに從者の萬國史が其體裁なるを嘆嘆し本書は著者に對つて二卷とし支那と歐洲との兩中心を立て上巻は東亞諸國を攝し一貫し且は西歐アリアン人種を一貫し以て其後述實相を補うにして東洋文明の中心として日本人種を説くは本書が國民教育の法に於て其自負力を見し愛國の精神を鼓舞する効あるのみならず歴史の編纂の一劃圖を開き東西文明の關係を論じ其種族の融合一致するに於て大神話を與ふるは勿論中等教育の最上乗史なり。

第一高等學校講師増田千信先生著

新撰日本小歴史

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

松井柏軒先生著

大日本帝國史

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

内山正如先生著

日本歴史一千題

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

内山正如先生著

支那歴史一千題

全登録上製 正金五拾錢 郵税金拾錢

發兌元 東京日本橋區 博文館

トエフカ一七

萬國戰史

- 第一編 獨逸戰史 史川崎 紫山 著
- 第二編 佛蘭西戰史 史松井 柏野 著
- 第三編 破倫戰史 史野村 實五郎 著
- 第四編 征清戰史 史松井 柏野 著
- 第五編 露土戰史 史松井 柏野 著
- 第六編 露土戰史 史松井 柏野 著
- 第七編 ナイル海戰史 史松井 柏野 著
- 第八編 米國南北戰史 史松井 柏野 著
- 第九編 波蘭衰亡戰史 史松井 柏野 著
- 第十編 普塊戰史 史松井 柏野 著
- 第十一編 克里ミヤ戰史 史松井 柏野 著
- 第十二編 印度食戰史 史松井 柏野 著
- 第十三編 英米海戰史 史松井 柏野 著
- 第十四編 英米獨立戰史 史松井 柏野 著
- 第十五編 希臘獨立戰史 史松井 柏野 著
- 第十六編 希臘革命戰史 史松井 柏野 著
- 第十七編 英國革命戰史 史松井 柏野 著
- 第十八編 佛國革命戰史 史松井 柏野 著
- 第十九編 三十年戰史 史松井 柏野 著
- 第二十編 羅馬戰史 史松井 柏野 著
- 第二十一編 ユニツク戰史 史松井 柏野 著
- 第二十二編 歷山大全統戰史 史松井 柏野 著
- 第二十三編 希臘波斯戰史 史松井 柏野 著

正價一冊金十錢 全部二十四冊金三圓七十錢 郵稅一冊金六錢

川崎紫山君著

日清戰史

全七冊
正價一冊金三十錢 三冊前金八十錢 五冊前金一圓九十錢 郵稅一冊金八錢

本書ハ戰争ニ於テハ、實島大海戰、成敗ノ隨テ始トシテ、平壤、黃海、威海、旅順、海城、遼寧、太平山、小住、露日、田庄灣、威海衛ノ海陸戰及シテ、朝鮮ノ役ヲシテ、如何ナル戰況ヲ以テ、日清海軍ノ戰況計如何、戰術ノ優劣如何、攻守ノ勢、陣地ノ形勢如何、戰術ノ優劣如何、復々餘蘊ナシ、外交上政治上ニ於テ、東亞ノ大局、日清戰ノ位置如何、歐洲諸國ノ交際關係、戰後ノ下ニハ、戰後ノ地位如何、本國ノ直寫シ、透明文極切、各國ノ戰況、分テテ如ク也、外交史也。

博文館發兌

博文館發兌

81

367

福本誠著

70-2

新 建 國

南阿共和國

東京
博文館出版

026816-000-9

81-367

新建国

福本 日南/著

M33

ADE-0008

